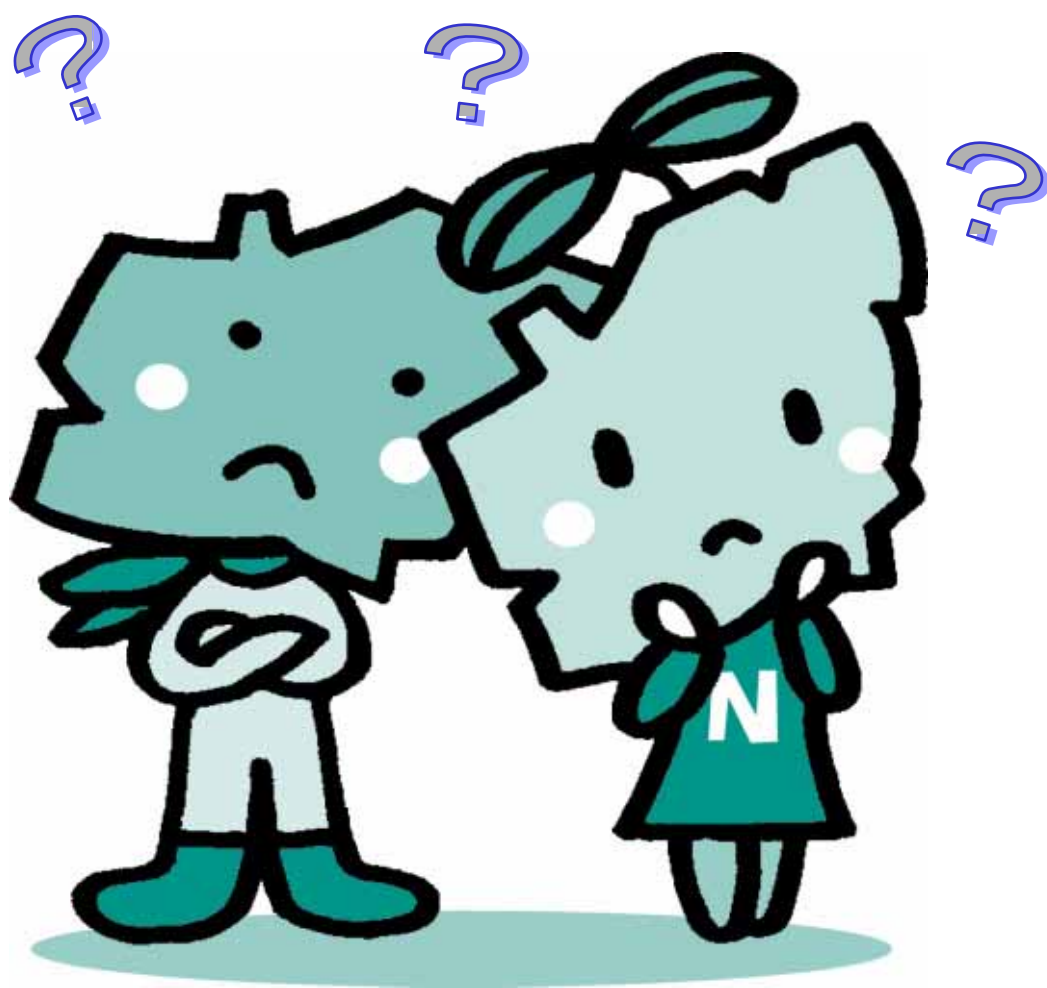


# 西東京市財政白書

平成 20 年度決算版



平成 21 年 9 月



西東京市

企画部財政課

## 財政白書の平成 20 年度決算版を作成しました

市民の皆様に西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 20 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

市では合併後 8 年が経過し、新市建設計画事業が着々と進行していくなか、平成 20 年度には基本計画の見直しを行い、平成 21 年度からは後期基本計画に基づいたまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

市を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況にありますが、今後の市の財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性や方向性について、市民の皆様が議論する際の素材として、「財政白書」を活用していただきたいと考えています。

なお、今回の作成にあたっては、平成 20 年度の決算状況を踏まえた時点修正のほか、都内及び全国の類似団体との比較を各所に盛り込むなど、一層の内容充実に努めました。

また、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、本文中、固有名詞である専門用語については財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

本書において、決算額は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

西東京市の「普通会計」は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費等を除く。)、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計(地域開発事業に係る経費を除く。)が含まれています。なお、平成20年度数値については、変更になる可能性があります。

また、本文中の決算数値等の表示単位は原則として百万円単位を使用しています。

各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、西東京市が独自に計算したものです。なお、住民1人当たり決算額の算出にあたっては、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口を用いています。また、本文表中における住民1人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

今回、他団体との比較に用いました、「類似団体」とは、人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。西東京市は「 - 3」(人口15万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造は 次・次産業が95%以上かつ 次産業が65%以上)という類型に属しています。

平成20年度における「 - 3」に属する都内の類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・西東京市の9市です。

また、平成20年度における「 - 3」に属する全国の類似団体は、上記の都内類似団体9市と、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市・上尾市・新座市、千葉県市川市・松戸市・佐倉市・習志野市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県鎌倉市・藤沢市・秦野市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市・川西市、山口県宇部市、沖縄県那覇市の29市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

# 目 次

財政状況のイメージ	1
市の財政を家計に例えると...? 平成20年度の年収は約631万円・年間支出は約588万円	
1 決算収支	3
実質収支比率はおおむね適正な水準を確保、実質単年度収支は黒字に	
2 市の歳入	5
歳入に占める市税の割合はおよそ半分です	
3 市 税	9
徴収率は8年連続で上昇	
4 地方交付税	11
合併算定替における上乗せ交付は終盤を迎えています	
5 性質別経費	15
増加傾向にある扶助費と公債費	
6 目的別経費	17
目的別の歳出は、都内類似団体平均と同水準	
7 経常収支比率	19
引き続き高い水準にあります	
8 公 債 費	21
合併特例債の活用により、公債費は増加するものの、 公債費比率は適正な水準で推移	

9 市	債	23
-----	---	----

新市建設計画事業の終了まで増加傾向が続きます

10 基	金	25
------	---	----

増減を繰り返しながらも減少傾向にある財政調整基金

11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金	27
-----------------------	----

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

12 他市・区(西東京市と隣接する団体)との比較	30
--------------------------	----

距離は近くても、財政面では意外と遠い隣接市・区

13 行財政改革の必要性	35
--------------	----

自立した財政構造の構築に向けて

財政健全化法	37
--------	----

今年も早期健全化基準・経営健全化基準を大幅に下回る

【参考資料】	40
--------	----

合併による財政効果	41
-----------	----

平成 20 年度決算状況(決算カード)	43
---------------------	----

用語集	45
-----	----

## 財政のイメージ

### 市の財政を家計に例えると...？ 平成20年度の年収は約631万円・年間支出は約588万円

財政とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」といった単語などで、近年耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、その漢字から何となくイメージは沸くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

財政とは、国または地方公共団体の行政活動を「経済的な側面」でとらえたもののことです。すなわち、「市の財政」とは「市が行う経済活動」を指します。

経済活動ならば、皆様にとっても、ぐっと馴染みのある言葉になったのではないのでしょうか？そこで、財政を更に身近に感じていただくために、平成20年度における西東京市の決算数値を、1万分の1に縮小して家計に置き換えてみます。市の財政と家庭の家計では、仕組みが異なる部分もありますが、これで大体のイメージをつかんでみてください。

#### <平成20年度の西東京市の家計状況>

	年 額	( 月 額 )
<b>収 入</b>	<b>631 万円</b>	<b>(525,833円)</b>
家族で稼いだ金額	411 万円	(342,500円)
実家からの仕送り額	150 万円	(125,000円)
住宅ローン借入額	46 万円	(38,333円)
貯金を下ろした額	24 万円	(20,000円)
<b>支 出</b>	<b>588 万円</b>	<b>(490,000円)</b>
生活費(税金・社会保険料・食費等)	372 万円	(310,000円)
子どもへの仕送り額	78 万円	(65,000円)
家の増改築費用	63 万円	(52,500円)
住宅ローン返済額	49 万円	(40,833円)
貯金額	26 万円	(21,667円)

**現在の貯金残高**      90万円 (家族で稼ぐ収入の約5分の1)

**現在のローン残高**      506万円 (家族で稼ぐ収入の約1.4倍)

各項目の置き換えの考え方は、次のとおりです。

#### 「収 入」

家族で稼いだ金額：市税、使用料手数料、地方譲与税、地方交付税、各種交付金など

実家からの仕送り額：国庫支出金、都支出金

貯金を下ろした額：基金繰入金

住宅ローン借入額：市債

#### 「支 出」

生活費：人件費、扶助費、物件費、補助費等など

子どもへの仕送り額：繰出金

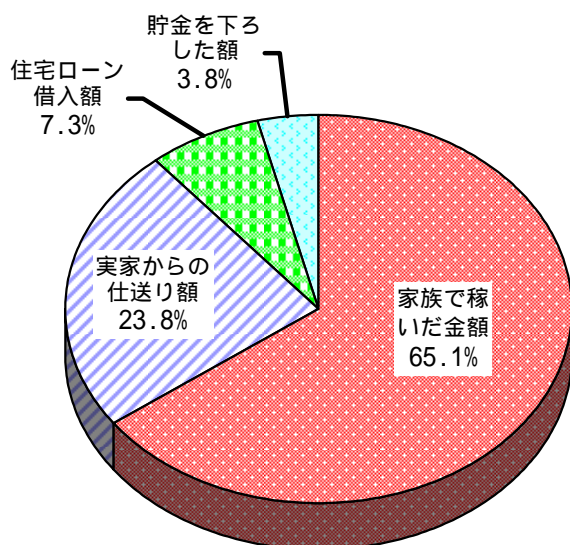
家の増改築費用：投資的経費

住宅ローン返済額：公債費

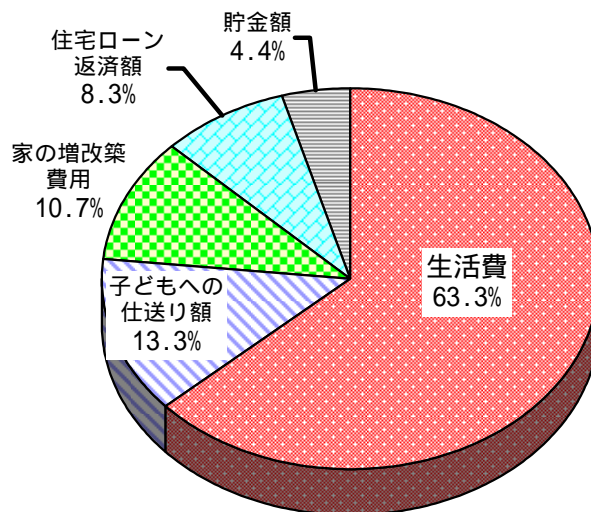
貯金額：積立金

## 西東京市の家計状況 平成20年度

### 「収入」



### 「支出」



家計に置き換えた数値をみると、収入では、実家からの仕送り額が収入全体の約4分の1を占めていることが分かります。

この実家からの仕送りは、額の大小こそありますが、西東京市に限らずどの市区町村も例外なく受けており、財政における大きな特徴になっています。

また、家族で稼いだ金額の中には、地方交付税の額が、25万円・4.0%含まれています。

次に、歳出をみてみます。

財政における一般会計から特別会計への繰出金は、家計でいうところの、子どもへの仕送り金になります。親世帯から独立した子どもは、基本的には生計が別です。しかし、その子どもが自分で生活費等を賄えればいいのですが、そうでない場合には、親が援助してあげなければなりません。

財政でいう普通建設事業等の投資的経費は、家の新築・増改築になります。まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり、住宅ローン（市債）を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活を圧迫させてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業は減少します。

また、貯金は、例えば子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、そこには目的や理由があります。財政も同じで、目的ごとに基金を設けて、積み立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を引き出しているのはそのためです。なお、生活費が足りなくて貯金を引き出すのと、目的を実現する時期が来たので貯金を引き出すのとでは、少し意味合いが違います。引き出した金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、西東京市の財政について、平成20年度における決算数値をもとに、過去との比較を交えながら具体的に説明していきます。

# 1 決算収支

実質収支比率はおおむね適正な水準を確保、  
実質単年度収支は黒字に

平成20年度の歳入は、景気悪化の影響を受け、配当割交付金等の交付金の大幅減があった一方、個人市民税等の地方税の増、普通建設事業の増に伴う国庫支出金・地方債の増、定額給付金や子育て応援特別手当などの国の経済対策関連経費といった臨時的な収入の増などにより、歳入決算額は、前年度に比べて44億5千万円・7.6%の増となりました。また、歳出決算額は、普通建設事業費や物件費、扶助費、公債費、基金への積立金の増などにより、前年度比13億6千5百万円・2.4%の増となりました。

なお、平成20年度は歳入決算額及び翌年度へ繰り越すべき財源が著しく増加していますが、これは国の経済対策に伴う定額給付金等の事業について、年度内に事業が終了しなかったことによるものです。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	合併前	合併後										20年度住民1人当たり決算額		
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
歳入決算額	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	330.8	333.6	309.6	
歳出決算額	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	308.4	310.3	293.5	
形式収支	1,682	2,171	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	22.5	23.3	16.1	
翌年度へ繰り越すべき財源	1	1	1	17	15	19	360	0	5	3,130	16.4	15.2	9.4	
実質収支	1,682	2,171	2,203	960	1,022	1,024	904	1,325	1,196	1,156	6.1	8.1	6.7	
単年度収支	527	489	32	1,243	62	2	120	421	129	40	0.2	1.5	0.3	
積立金	530	856	1,752	2,050	873	673	760	957	666	1,285	6.7	3.5	2.6	
繰上償還額	75	70	0	0	0	0	0	0	35	38	0.2	0.4	0.2	
積立金取崩額	875	1,244	1,158	1,150	690	1,500	958	800	1,100	900	4.7	3.0	3.0	
実質単年度収支	257	171	626	343	245	825	317	577	528	383	2.0	2.4	0.6	
市債発行額	2,249	1,486	6,413	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	24.0	15.2	18.6	
元利償還金	3,563	3,563	3,328	3,640	3,569	3,336	3,950	4,393	4,765	4,919	25.8	24.7	28.3	
基礎的財政収支 (プライマリ・バランス)	2,996	4,248	881	1,965	2,018	1,086	629	184	2,814	4,631	24.3	32.8	25.8	
実質収支比率	4.9	6.3	6.5	2.9	3.3	3.3	2.8	4.0	3.4	3.2	3.2	4.1	3.6	

実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、純剰余額又は純損失額を表すことから、地方公共団体の財政運営状況を分析する上で重要な指標です。

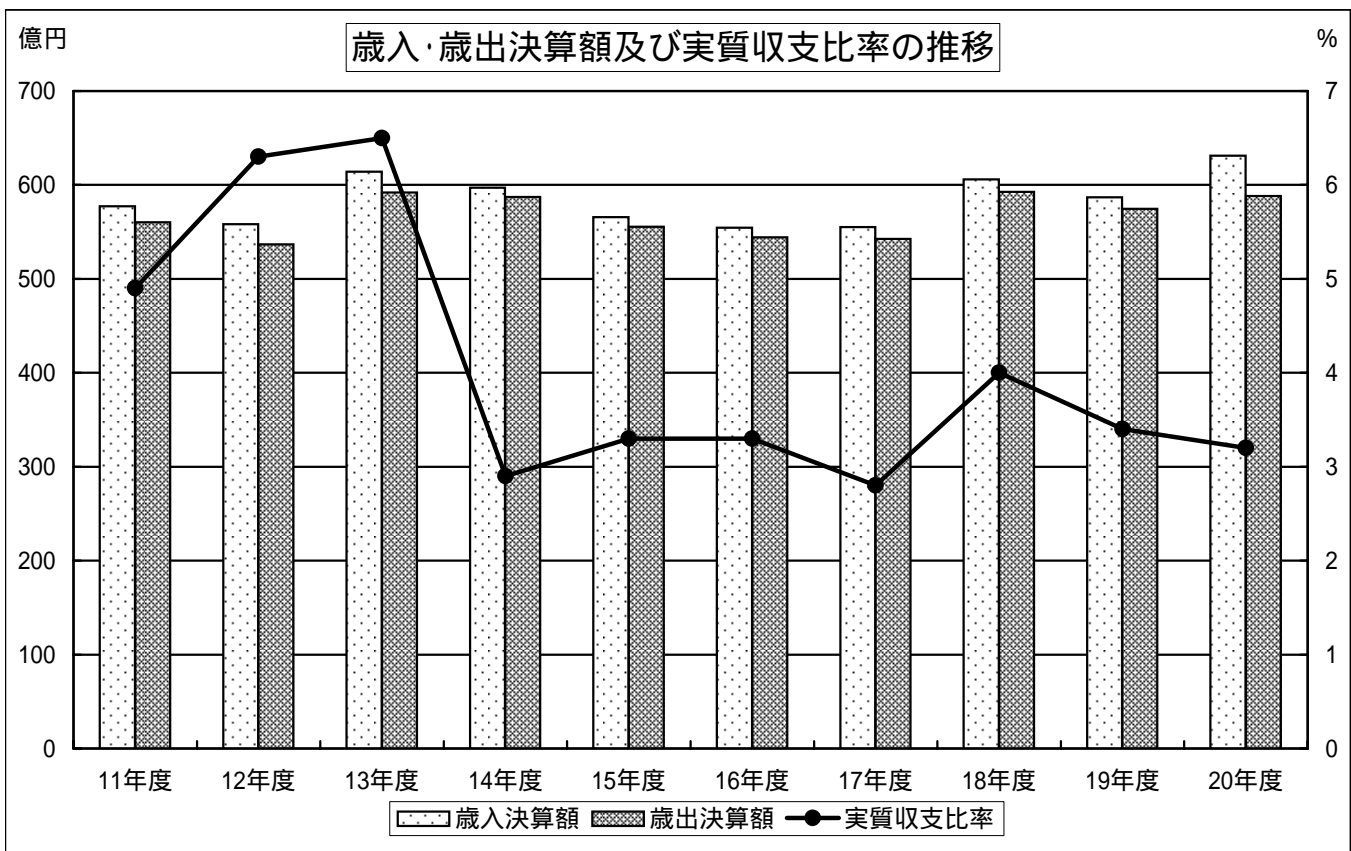
単年度収支は、当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたもので、実質単年度収支は



単年度収支に財政調整基金積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。平成20年度の実質単年度収支は、単年度収支の赤字幅が縮小したに加え、財政調整基金の積立額が前年度比6億1千9百万円増、取崩額が前年度比2億円減となったことで、黒字となりました。これらの収支の黒字・赤字は、翌年度の財政運営に大きな影響を与えます。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、歳入決算額から市債発行額を除いた額から、歳出決算額から元利償還額を除いた額を差し引いたものです。基礎的財政収支は、現在の行政サービスの受益と負担の関係を表しています。

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3%から5%程度が適当であるとされています。合併当初は新市決算における収支構造の把握や分析が困難であったため、比率が上昇しました。しかし、平成14年度以降については、おおむね適正な水準で推移しています。



### ~ちょっとブレイク~

市の決算には、左の表のように、様々な種類の収支がありますが、その年度  
の黒字と赤字を判断するのは、どの収支だと思いますか???

実は、実質収支なのです。なぜなら、左のページで説明しているとおり純剰  
余額または純損失額を表す、実質的な収支の差額だからです。地方自治体の破  
綻法制である財政健全化法(P37「財政健全化法」を参照)では「一般会計等の  
実質収支÷標準財政規模」で算出される実質赤字比率が健全化判断指標に採用  
されていますし、実質収支の赤字が標準財政規模の一定割合を超えると、段階  
に応じて、借金である市債の借入に制限がかかってきます。

なお、西東京市は、これまで実質収支は黒字で、赤字になったことは1度もありません。

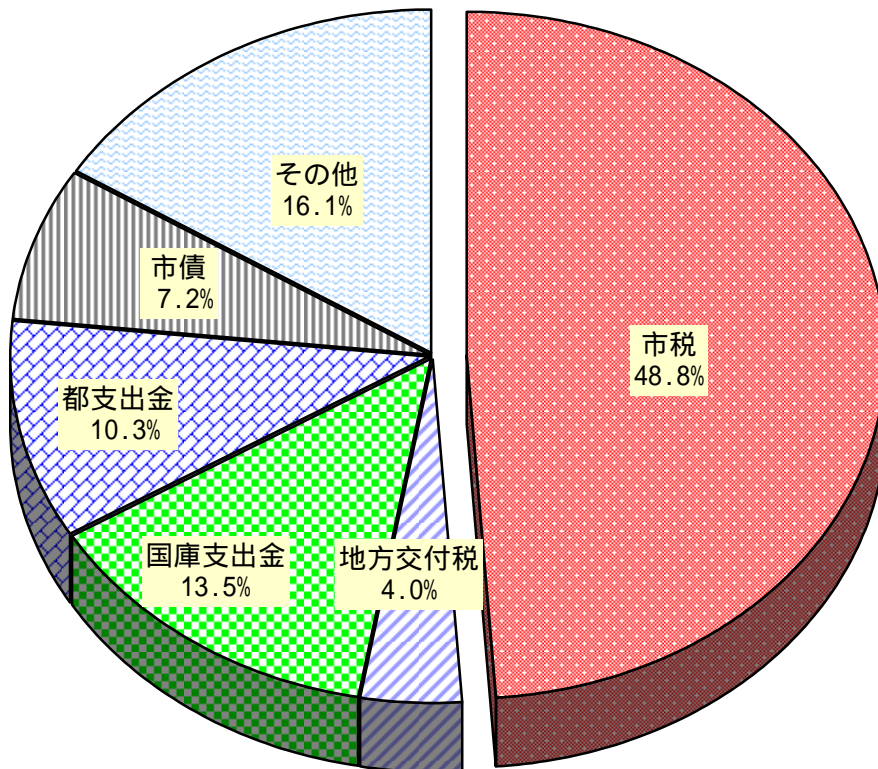


## 2 市の歳入

### 歳入に占める市税の割合はおよそ半分です

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、さまざまなものがあります。なかでも、市税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債の占める割合は高く、市にとって主要な財源であることが見てとれます。

平成20年度決算における歳入の内訳



(単位:百万円)

	20年度
市 税	30,833
地方交付税	2,533
国庫支出金	8,498
都支出金	6,499
市 債	4,574
そ の 他	10,188
合 計	63,124

その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、分担金・負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入です。

市税は、歳入に占める割合が特に高く、市の歳入にとって最も重要な収入です。平成20年度における歳入の内訳を見ても、市税収入だけで、歳入の約半分以上を占めています。

また、財源については、市が自主的に収入できるかどうか、あるいは財源の使いみちが特定されているかどうか、という視点で種類を分けることができます。それが、自主財源と依存財源、一般財源と特定財源、といわれるものです。

## < 自主財源と依存財源 >

市税、使用料、手数料のように、市が自らの権限で収入することができるものを、自主財源といいます。一方、地方交付税、国庫支出金、都支出金のように、国や東京都の基準で交付されるものや、市債のように、市自らの収入ではないものを、依存財源といいます。

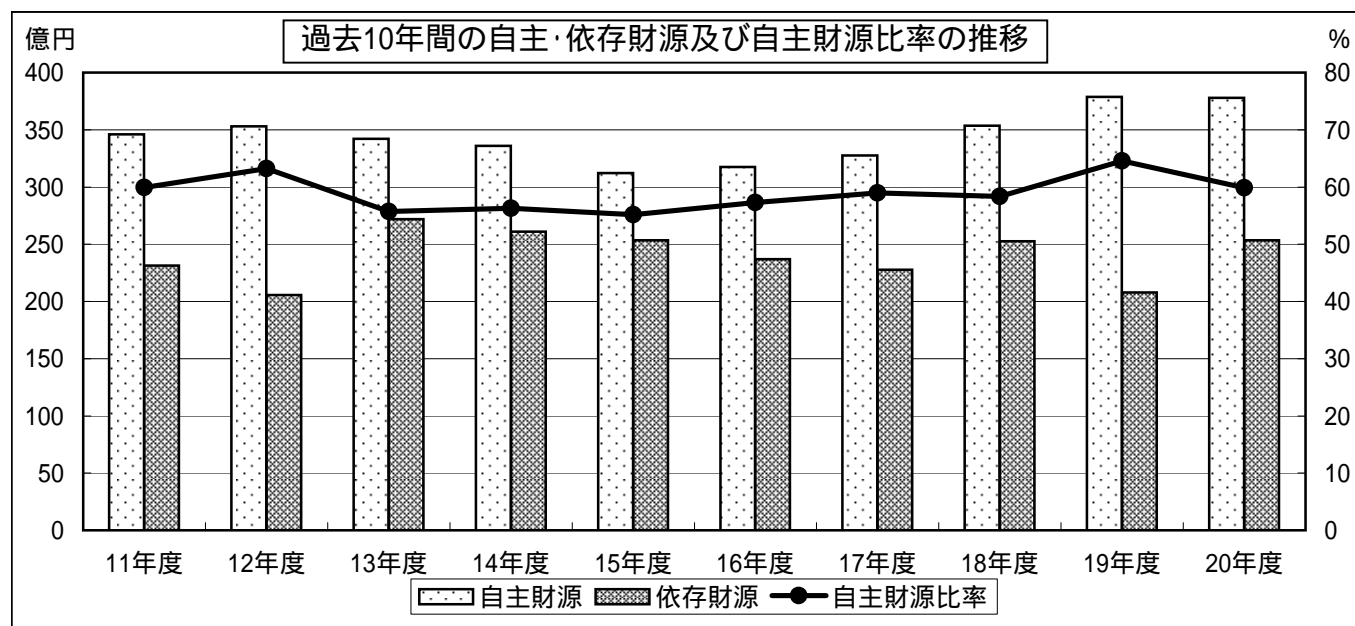
歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）が高いほど、財政運営の自主性と安定性を確保することができます。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	合併前 11年度	合併後										20年度住民1人当たり決算額		
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
自主財源	市 税	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	161.6	181.9	167.1
	分担金及び 負担金	655	252	267	272	233	223	238	252	260	380	2.0	2.3	2.4
	使用料及び 手数料	650	638	580	585	606	655	700	718	1,033	1,159	6.1	7.8	8.2
	財産収入	132	426	52	62	419	99	392	1,672	408	448	2.3	1.2	1.4
	寄附金	59	24	2	1	56	1	1	1	1	59	0.3	0.9	0.5
	繰入金	2,375	3,213	2,693	2,868	2,159	2,581	2,731	2,803	4,081	3,259	17.1	9.9	8.4
	繰越金	1,477	1,682	2,171	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	6.3	7.4	7.7
	諸収入	945	970	346	348	343	324	284	345	291	449	2.4	3.4	7.4
	合 計	34,593	35,289	34,221	33,590	31,222	31,759	32,744	35,344	37,888	37,789	198.0	214.9	203.1
依存財源	地方譲与税	279	286	298	300	317	639	961	1,392	345	333	1.7	2.0	2.5
	地方交付税	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	13.3	1.4	8.0
	国庫支出金	6,603	3,663	5,622	5,497	5,516	5,449	5,100	4,781	4,607	8,498	44.5	50.4	42.6
	都支出金	5,662	6,029	5,557	5,554	5,457	5,599	5,794	6,243	6,971	6,499	34.1	32.9	20.2
	市 債	2,249	1,486	6,543	6,781	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	24.0	15.2	18.6
	そ の 他	3,655	4,297	4,483	3,584	3,717	3,964	3,950	4,290	3,216	2,900	15.2	16.8	14.6
	合 計	23,127	20,551	27,195	26,105	25,352	23,698	22,782	25,251	20,787	25,335	132.8	118.7	106.5
	歳入決算額	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	330.8	333.6	309.6
自主財源比率	59.9	63.2	55.7	56.3	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6	59.9	59.9	64.4	65.6	

自主財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。



過去10年間の推移を見ると、自主財源比率は平成15年度以降増加傾向でしたが、平成20年度は国の経済対策事業などにより国庫支出金が多かったことから、自主財源比率が低下しています。

## < 一般財源と特定財源 >

収入のうち、使いみちに制限がなく、どのような目的にも使えるものを、一般財源といいます。一方、使いみちが限定されており、特定の目的のために使うものを、特定財源といいます。

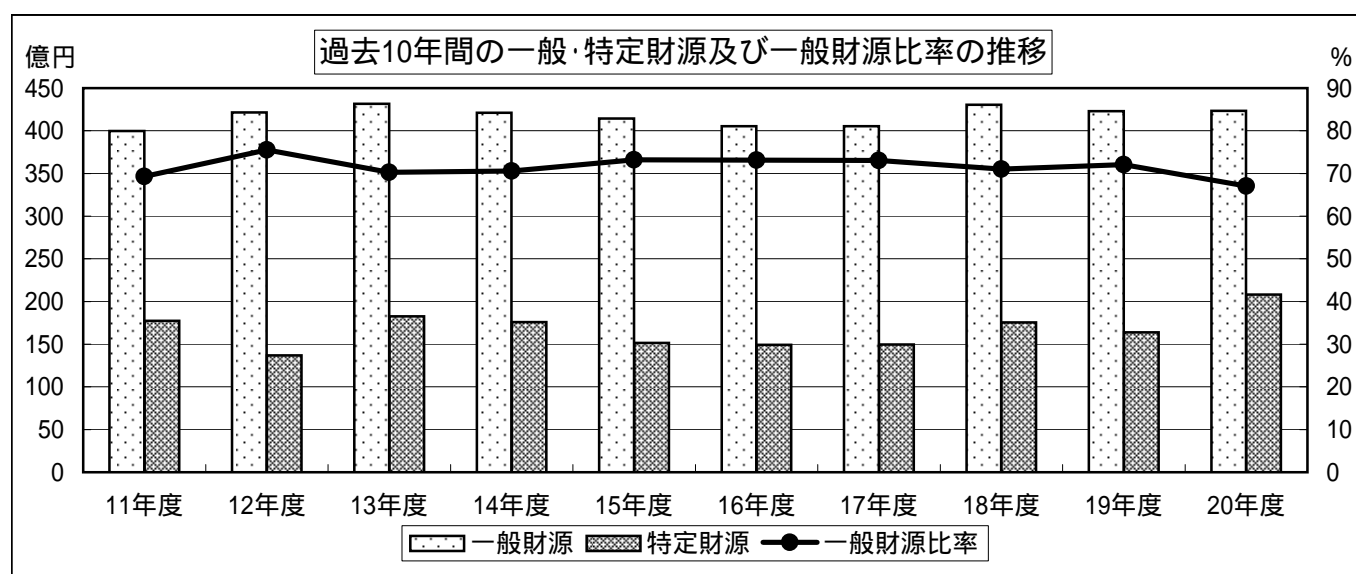
歳入に占める一般財源の割合が高いほど、行政需要に柔軟に対応することができるため、一般財源比率は高いことが望ましいとされています。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	合併前 11年度	合併後									20年度住民1人当たり決算額			
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
一般財源	市 税	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	161.6	181.9	167.1
	地方譲与税	279	286	298	300	317	639	961	1,392	345	333	1.7	2.0	2.5
	地方交付税	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	13.3	1.4	8.0
	繰入金	1,316	2,044	1,979	2,010	1,340	1,983	1,457	1,400	2,097	2,002	10.5	6.2	5.6
	繰越金	1,178	1,682	2,171	2,203	960	1,022	1,024	1,151	1,325	1,195	6.3	6.7	6.8
	市 債	364	436	1,241	2,164	4,124	3,115	2,509	2,287	1,782	1,669	8.7	4.5	6.2
	その他	3,872	4,841	4,678	3,807	4,535	4,365	4,850	5,872	3,763	3,761	19.7	22.7	21.4
	合計	39,987	42,160	43,168	42,121	41,428	40,544	40,549	43,032	42,297	42,326	221.8	225.5	217.6
特定財源	国庫支出金	6,314	3,624	5,598	5,466	5,273	5,291	4,753	4,569	4,565	8,415	44.1	49.2	39.9
	都支出金 (都道府県支出金)	5,651	6,015	5,532	5,519	5,444	5,571	5,779	6,223	6,937	6,456	33.8	32.8	20.1
	繰入金	1,085	1,217	766	907	867	652	1,320	1,444	2,020	1,258	6.6	3.7	2.8
	市 債	1,885	1,051	5,302	4,617	2,449	2,350	2,076	3,615	1,370	2,905	15.2	10.6	12.4
	その他	2,797	1,772	1,050	1,066	1,112	1,049	1,050	1,711	1,486	1,765	9.2	11.9	16.9
	合計	17,733	13,679	18,247	17,574	15,146	14,912	14,977	17,563	16,377	20,799	109.0	108.1	92.0
歳入決算額	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	330.8	333.6	309.6	
一般財源比率	69.3	75.5	70.3	70.6	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1	67.1	67.1	67.6	70.3	

一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。市税や地方譲与税、地方交付税など一部の財源を除き、歳入科目が同一であっても、一般財源・特定財源に性質が分かれています。



過去10年間の推移を見ると、平成15年度以降、一般財源比率はほぼ横ばいでしたが、平成20年度に大きく低下しました。これは自主財源比率の低下と同様、平成20年度は国の経済対策事業などにより特定財源である国庫支出金が多かったことによります。

# まとめ！



	一般財源	特定財源
自主財源	市税	使用料 手数料 など
依存財源	地方交付税 など	国庫支出金 都支出金 市債 など

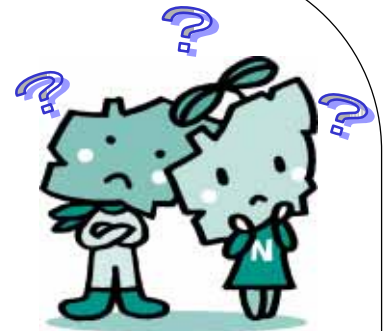
市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するには、自主財源、一般財源、それぞれの比率が高いことが必要です。特に市税収入は、そのどちらにも関係しているうえ、財源に占める割合が最も大きいことから、皆様に納めていただいている市税は、市の歳入にとって最も重要で、貴重な収入です。

## ～ちょっとブレイク～

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源、それぞれが絡み合っていて、なかなか理解するのが難しいですね。

自主財源では同じ費目なのに、一般財源と特定財源に分けられたり、依存財源でも同じように分けられたりするので、頭の中がこんがらがりそうです。

そこで、自主財源・依存財源の費目が一般財源と特定財源に分かれている主なものと、その理由を具体的に見てみましょう。



### ・繰入金・・・自主財源

繰入金は、基金を取り崩したものと特別会計からの繰入金からなりますが、ここでは基金について見てみます。西東京市の普通会計の基金は11種類ありますが、そのうち財政調整基金は、年度間の財源調整のための基金で、使いみちは決まっておらずどのような経費にでも使用できます。その他の基金、例えば特定目的基金のまちづくり整備基金は、使いみちが新市建設計画事業に要する経費などための基金ということで、特定財源となります。このように同じく基金を取り崩して繰り入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。

(P25「10基金」を参照)

### ・市債・・・依存財源

市債は、市が借り入れる借金のことですが、市が発行することができる市債は、原則として建物や道路などを整備するために借り入れる、建設地方債に限られているため、特定財源になります。しかし、臨時財政対策債は国の財源不足により、一般財源である地方交付税の代替財源として借り入れているものなので、使いみちは限定されずに、一般財源となります。このように、市債を借り入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。

(P23「9市債」を参照)

### 3 市税

## 徴収率は8年連続で上昇

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業等から納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

(単位:百万円、%) (単位:千円、%)

	合併前 11年度	合併後									20年度住民1人当たり決算額			
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
決 算 額	個人市民税	12,788	12,437	12,436	12,087	11,549	11,561	12,053	13,046	14,787	14,982	78.5	79.1	72.0
	法人市民税	1,419	1,722	1,812	1,172	1,338	1,582	1,456	1,719	2,046	2,152	11.3	15.3	13.3
	固定資産税	10,707	10,546	10,621	10,781	10,394	10,516	10,670	10,316	10,430	10,487	55.0	67.5	63.2
	軽自動車税	53	54	58	60	62	64	67	70	73	75	0.4	0.6	0.7
	市たばこ税	960	942	914	892	918	928	897	912	899	876	4.6	5.5	5.5
	特別土地 保有税	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	都市計画税	2,373	2,382	2,266	2,258	2,169	2,189	2,211	2,224	2,254	2,262	11.9	12.7	11.0
	合計	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	161.6	181.9	167.1
徴収率	90.0	89.9	90.6	90.8	91.4	93.4	94.1	94.8	95.1	95.7	95.7	95.5	93.6	

数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。

徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

類似団体には西東京市には歳入実績のない、鉱産税・入湯税・事業所税の歳入実績がある団体があるため、合計額と内訳は合致しません。

平成20年度の市税収入は、徴収努力による徴収率の向上、納税義務者の増、新規法人の設立などの影響などから、前年度比3億4千4百万円・1.1%の増となりました。

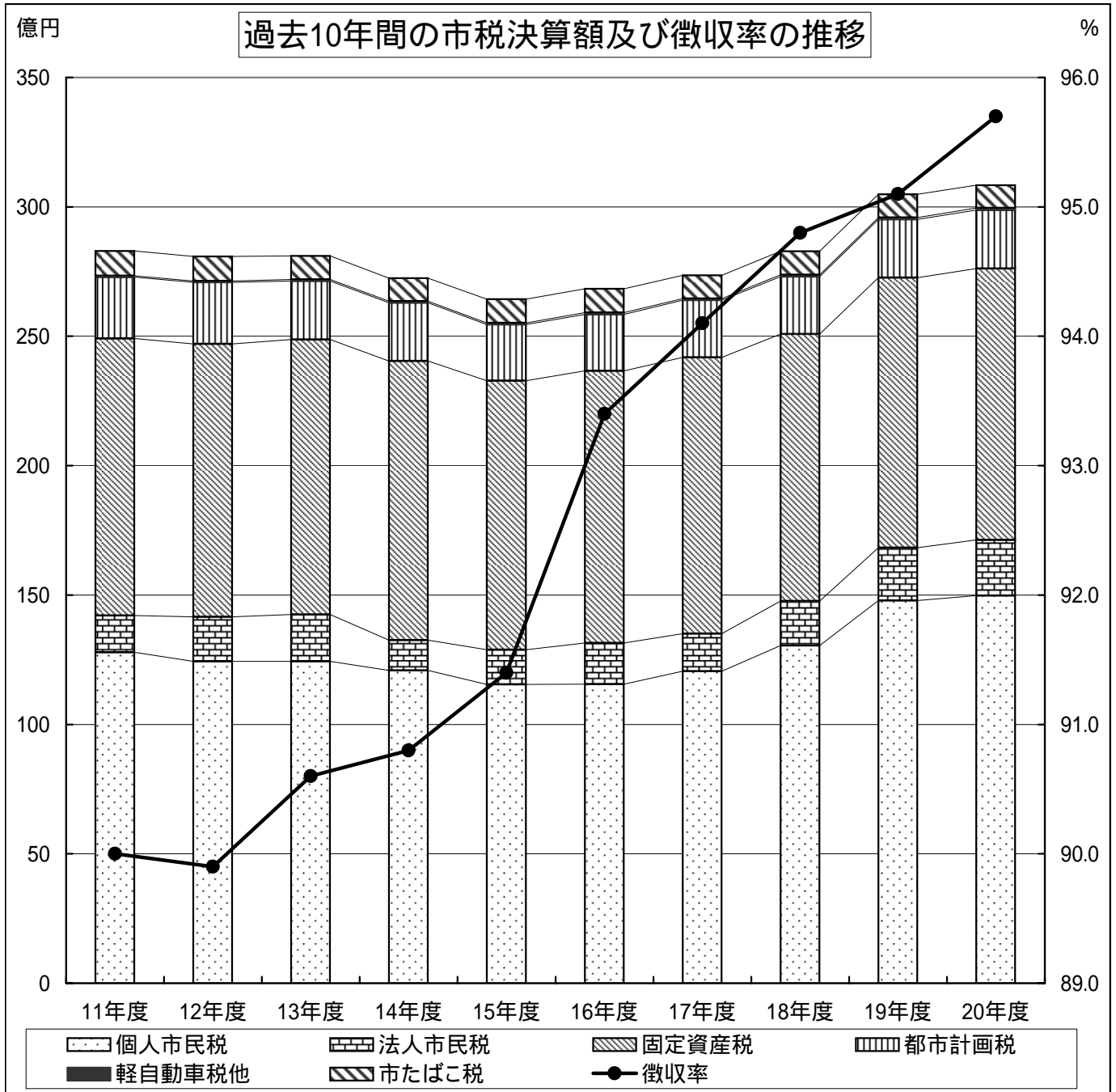
個人市民税をみると、前年度比2億9千5百万円・1.3%の増となっており、市税収入増加の大きな要因となっています。個人市民税は、平成16年度から5年連続の増加となりますが、その間の個人の年間所得は停滞傾向にあり、増加要因は納税義務者の増と税源移譲や定率減税廃止等の税制改正などにあるといえます。

法人市民税をみると、1億6百万円・5.2%の増となっています。これは製造業等における収益増や大手法人の新規設立などによるものです。法人市民税は平成14年度以降景気回復の影響を受け、増収傾向にあります。

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産といった固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気や労働人口に左右されることのない比較的安定した財源とされています。平成20年度は、マンション・戸建住宅等の新增築の増により家屋が増となったことで、全体では8千1百万円・0.8%の増となりました。

また、都市計画税は、都市計画法による市街化区域内に土地、家屋を所有されている人に課税される税であり、固定資産税と同様の理由から、前年度に比べて増となりました。





過去の推移10年間の推移を見ると、個人市民税が税制改正等の影響により、平成16年度以降徐々に増加していることが見てとれます。

～ちょっとブレイク～

西東京市では、市税の現状について市民の皆様を知っていただきたいという思いから、「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。この財政白書でも、市税についての項目を設けていますが、市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取り組みの紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



## 4 地方交付税

### 合併算定替における上乗せ交付は終盤を迎えています

地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を調整する「財政調整機能」と、日本全国すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する「財源保障機能」を目的としています。地方交付税は以下のとおり「普通交付税」と「特別交付税」に分けられます。

【普通交付税】・・・財源不足団体に交付。交付税総額の94%を財源。

普通交付税は、一定の基準によって団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った団体に対してその差額が「財源不足額」であるとして交付されます（交付された団体を「交付団体」と呼びます）。反対に、基準財政需要額より基準財政収入額が多い団体は普通交付税が交付されません（「不交付団体」）。算定は毎年行われ、その結果により、当該年度において交付団体か不交付団体かが決まります。そのため、交付団体と不交付団体とを毎年度行き来するようなこともあります。平成20年度においては、都内26市のうち16市が不交付団体で、交付団体は西東京市を含め10市となっています。

#### 普通交付税交付額の推移

西東京市における普通交付税は、平成11年度にはピークとなる43億3千4百万円が交付されています（平成12年度までは旧両市を合算）。平成12年度中に合併し、翌平成13年度以降は合併団体に適用される「合併算定替」に基づいて算定が行なわれており、本来の「西東京市」として算定されるよりも多くの額が時限的に交付されています（合併算定替についてはP13を参照）。

平成15年度までは交付額は増加傾向にありましたが、平成16年度は三位一体の改革の影響などで10億円以上もの大幅な削減がなされ、平成17年度には合併後最少の額である19億9千2百万円（臨時財政対策債含まず）となりました。平成18年度からは多少回復し、20億円強の交付額を維持しており、平成20年度は21億4千万円が交付されています。

平成20年度の財政力指数は0.972（単年度）で、合併以降徐々に上昇しています。財政力指数は1に近づくと財政状況が好転したものとみなされ、1を超えると不交付団体となります（ただし、平成13年度以降導入された臨時財政対策債により、実態を反映したものになっていません。）

住民1人当たりの交付額について、都内類似団体と比較すると、西東京市は大幅に上回っており、財政力指数にも開きがあります。というのも、都内類似団体9市のうち普通交付税を交付されているのは西東京市のみだからです（特別交付税は9市とも交付）。また、全国類似団体と比較しても、西東京市の交付額が比較的多いということがわかります。



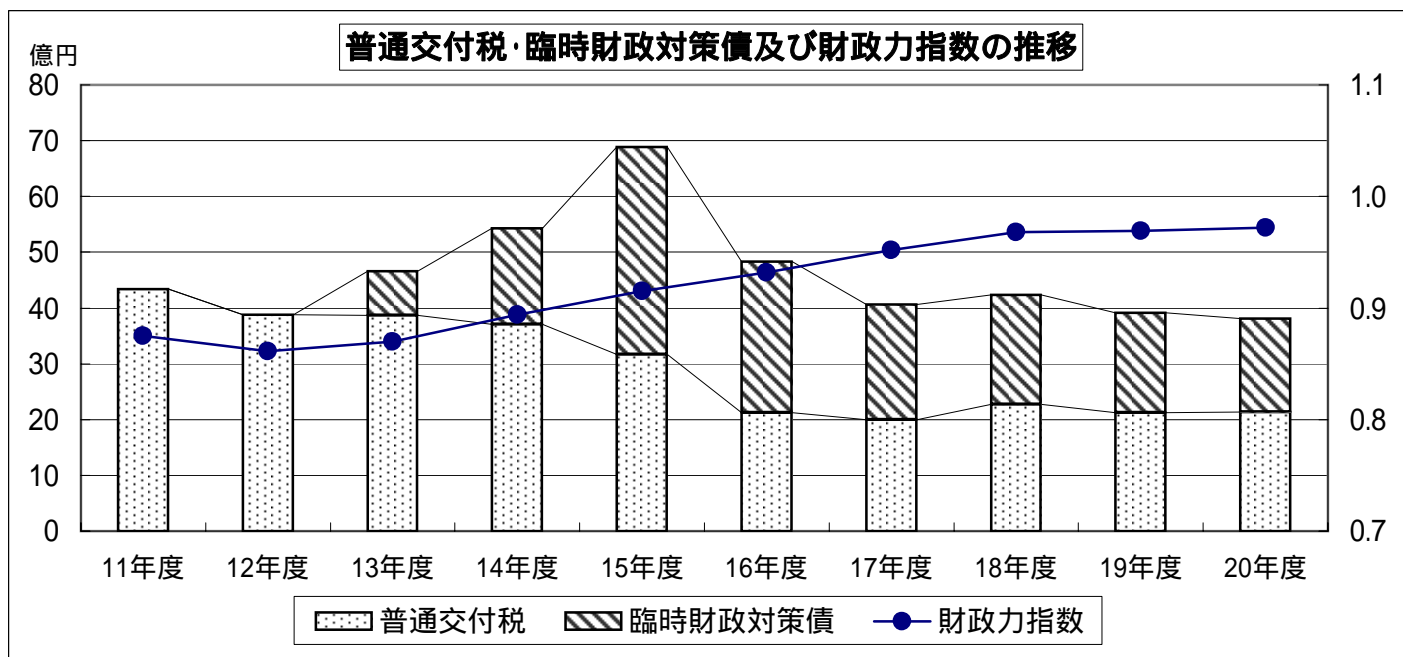
< 地方交付税交付額・臨時財政対策債及び財政力指数の推移 >

(単位:百万円)

(単位:千円)

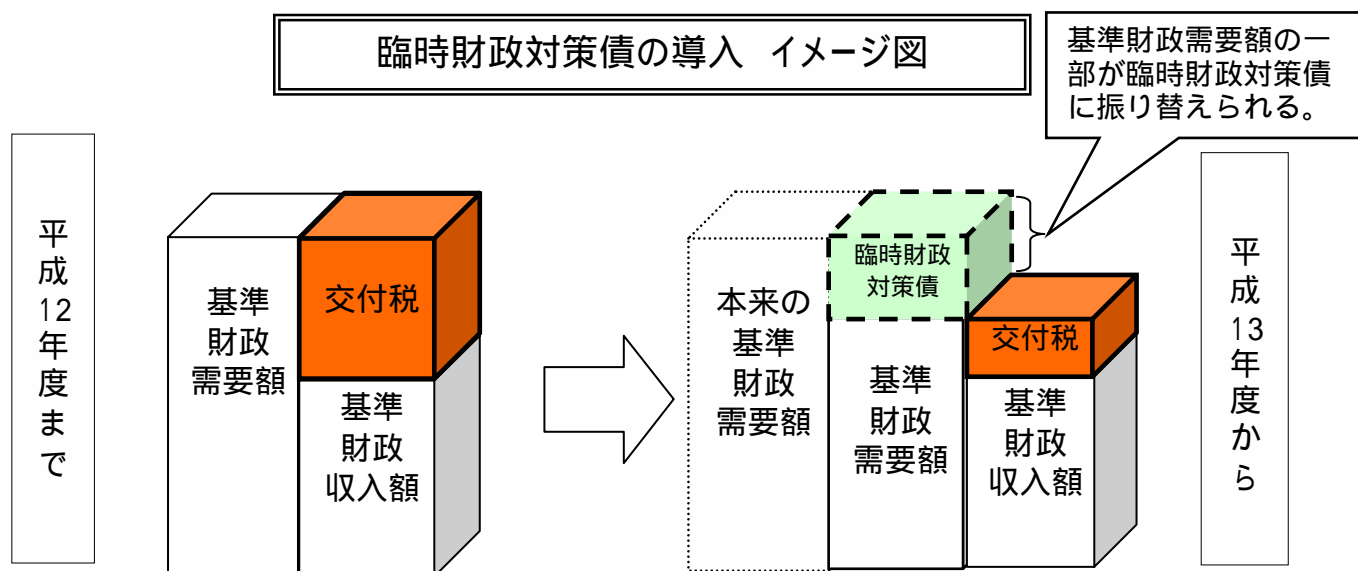
	合併前	合併後										20年度住民1人当たり決算額		
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
地方交付税	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,532	13.3	1.4	8.0	
普通交付税	4,334	3,879	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	11.2	0.9	6.9	
特別交付税	345	911	823	678	557	457	399	374	368	392	2.1	0.5	1.2	
臨時財政対策債	-	-	793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	8.7	4.5	5.9	
合計	4,679	4,790	5,484	6,104	7,446	5,284	4,467	4,607	4,278	4,201	22.0	5.9	13.9	
財政力指数	0.875	0.861	0.870	0.894	0.915	0.932	0.952	0.968	0.969	0.969	0.969	1.150	1.040	

「合併前」の平成11年度は旧両市分を合算しています。



臨時財政対策債

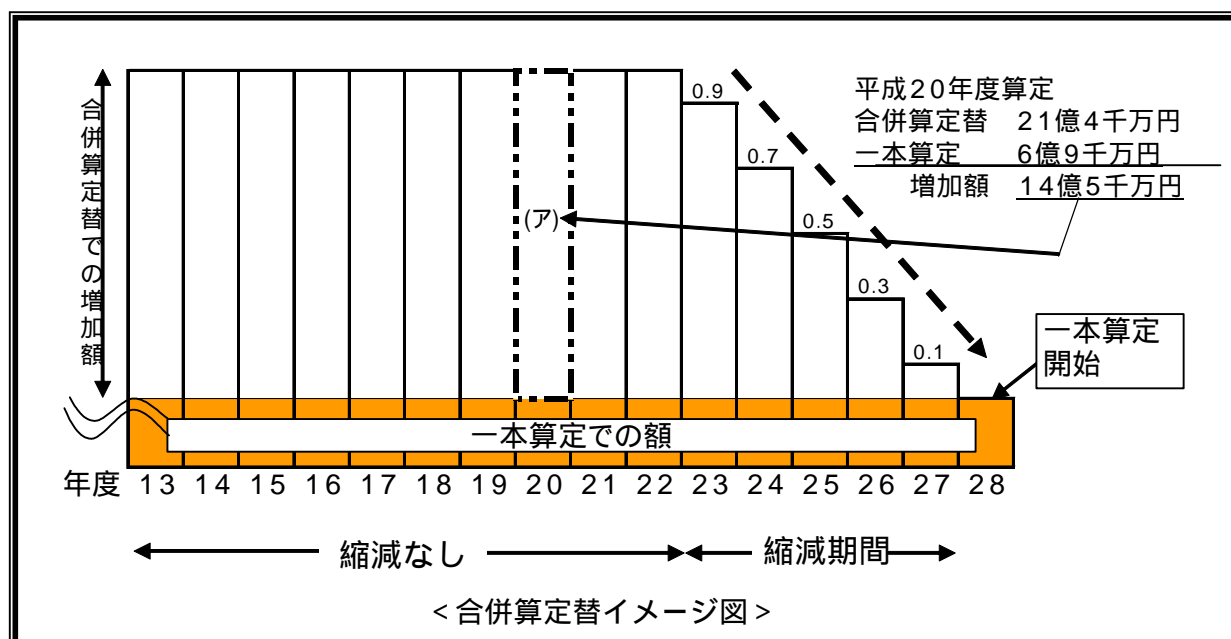
地方交付税制度においては、平成13年度から「臨時財政対策債」が導入されています。具体的には、本来の基準財政需要額から、団体ごとに算出された臨時財政対策債の発行可能額を控除し、そこから基準財政収入額引いた部分が財源不足分とされ普通交付税が交付されます。そして、団体はこの発行可能額を上限として臨時財政対策債の起債額を判断し、一般財源を確保するということになりました。



## 西東京市における合併算定替効果額

西東京市の普通交付税の算定には、現在「合併算定替」が適用されています。合併算定替は、「市町村の自主的合併を推進するため、合併直後に交付税が激減しないように設けられた交付税算定における特例措置」とされており、合併後一定期間は合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額を保障するというものです。

平成12年度に合併した西東京市は、翌年度の平成13年度から合併算定替による交付税算定が行なわれています。そして、平成13年度から10年間は合併算定替で算定された増加額が全て確保されますが、11年目から5年間は合併算定替による増加額に一定の率が乗じられることで段階的に縮減されていき、最終的に平成28年度（合併後16年目）には、本来の「西東京市」としての「一本」で算定された額（「一本算定」と呼びます）が交付額として決定されることになります。

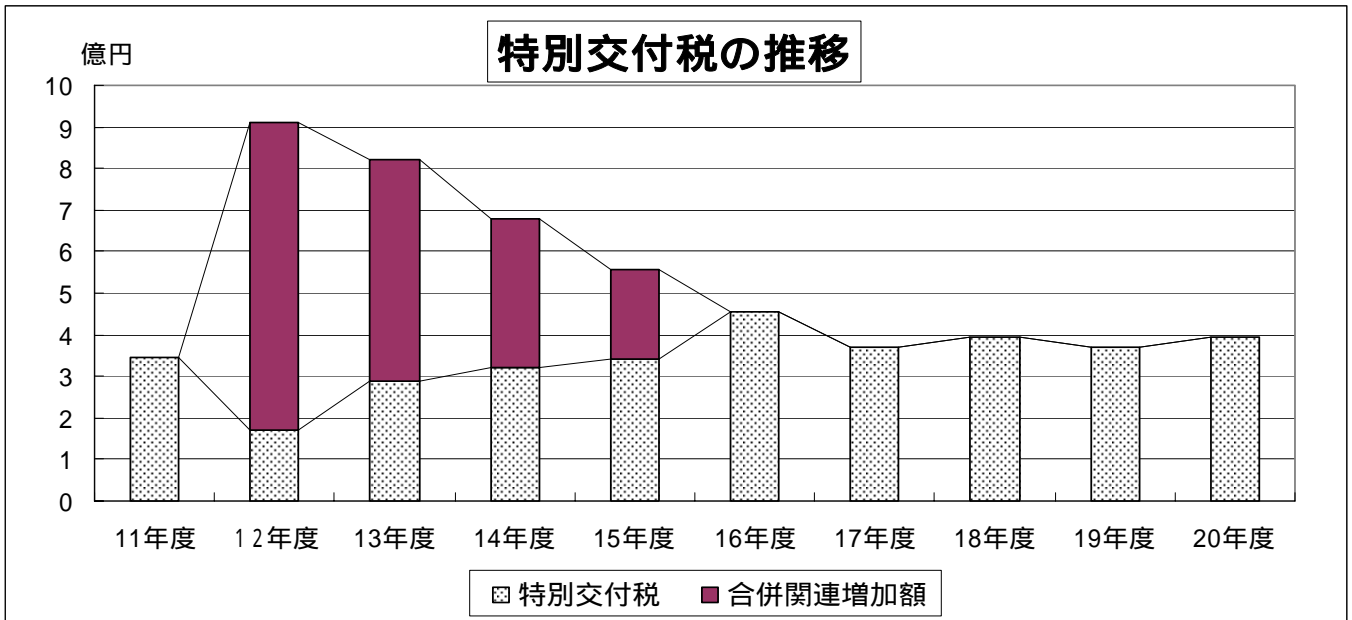


ここで注目する点は、合併算定替と一本算定における交付額の差、つまり合併算定替の増加額が14億5千万円にも及ぶということです。（(ア)の部分）。

合併算定替で算定した平成20年度の西東京市の交付額は21億4千万円ですが、一方一本算定での交付額は6億9千万円です。合併算定替で算定することにより、本来の「西東京市」としての算定よりも約3倍の額が交付されていることとなります。このことから合併算定替による増加額がいかに大きいかが分かります。

**【特別交付税】**・・・普通交付税で捕捉されない災害等特別な財政需要に対し交付。交付税総額の6%を財源。

特別交付税は、平成12年度から平成15年度までは合併関連増加額として財政措置が施され、合併初年度の平成12年度には9億1千1百万円が交付されましたが、それ以降交付額は減少傾向にあり、平成20年度は3億9千2百万円となりました。



#### 今後の西東京市における普通交付税

前述のとおり、西東京市は、合併算定替による普通交付税の算定が平成 27 年度までになっており、その上、平成 23 年度からは合併算定替による増加額を段階的に縮減する措置がとられていくため、平成 20 年度に上乗せされている 14 億 5 千万円は、徐々に減額されていきます。そして、平成 28 年度以降は、本来の一本算定での交付額、すなわち優遇措置のない交付額になってしまいます。よって、これからは地方交付税に過度に依存せず財政運営を行なっていく必要があります。

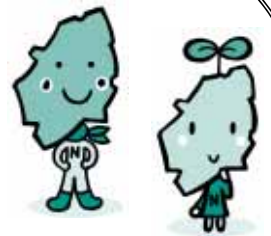
#### ～ちょっとブレイク～

え？市長が2人?! ～合併算定替と一本算定で算定額が違うワケ～

合併算定替と一本算定では、なぜ算定額に違いが出てくるのでしょうか？

地方自治体が合併をすれば、例えば次のようなことが想定できます。

- ・市長が1人になる
- ・市役所の庁舎が一つになる
- ・職員数が減る
- ・市民ホール等の公共施設、小中学校や病院などが統合される
- などなど…



しかし、合併をしたからといってすぐにその分の経費が削減されるという「効果」が現れるとは限りません。上記のような例のうちでも、庁舎・公共施設の統合や職員数の削減などのように数年をかけて徐々に効果が現れるものもあります。合併算定替は、合併後一定の期間は「合併がなかったもの」とみなして、合併前の旧自治体それぞれの算定額を合算します。そうすることで、合併による効果が顕著に現れる前に交付税額が激減してしまうということがないように設けられた「特例措置」なのです。

西東京市は平成 12 年度に合併しているのですが、現在は「一つの市」です。しかし、合併算定替の対象である平成 27 年度までは、私たちの市は交付税上において「市長は2人いるもの」として考えられているのです。

## 5 性質別経費

### 増加傾向にある扶助費と公債費

性質別経費とは、「経済的性質」によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費等の「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を「財政の弾力性が大きい」といいます。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は「財政が硬直化している」状況にあるといわれています。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	合併前	合併後										20年度住民1人当たり決算額		
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団	
義務的経費	25,391	23,174	22,658	22,854	23,541	24,121	23,939	24,873	26,297	26,012	136.3	150.9	148.2	
人件費	13,451	13,757	13,065	12,384	12,215	12,616	11,578	11,637	11,986	11,159	58.5	58.5	63.0	
うち職員給	9,566	9,352	8,907	8,517	8,317	8,174	7,833	7,536	7,433	7,252	38.0	39.0	43.3	
扶助費	8,240	5,849	6,261	6,830	7,756	8,169	8,410	8,841	9,542	9,931	52.0	67.8	56.8	
公債費	3,700	3,568	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	25.8	24.7	28.3	
投資的経費	6,500	5,628	10,657	9,201	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	32.9	34.2	36.0	
普通建設事業費	6,499	5,628	10,657	9,191	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	32.9	34.0	35.9	
災害復旧費	1	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0.0	0.2	0.1	
その他の経費	24,147	24,866	25,896	26,663	25,768	23,919	24,913	27,283	26,104	26,548	139.1	125.2	109.4	
物件費	7,216	8,228	7,693	7,994	7,815	7,751	7,794	8,121	8,806	9,013	47.2	45.9	42.2	
補助費等	8,379	7,751	7,291	7,816	7,805	7,310	7,312	6,692	6,913	6,834	35.8	32.9	24.6	
繰出金	5,227	6,024	6,746	6,739	7,158	7,387	7,896	8,299	8,148	7,798	40.9	34.6	30.5	
その他	3,325	2,863	4,167	4,115	2,990	1,472	1,910	4,171	2,237	2,903	15.2	11.8	12.1	
歳出合計	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	308.4	310.3	293.5	

「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

< 義務的経費 > …右グラフ(ア)の部分 20年度決算に占める割合44.3%

**人件費** …特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬、職員給料・諸手当など

平成20年度は、団塊世代の大量退職が前年度の平成19年度がピークであったことや、職員給の減により、前年度比8億2千7百万円・6.9%減の111億5千9百万円となりました。今後数年間、退職者は平成19年度よりは減少するものの、比較的高い水準で推移していくため、同程度の負担が続くことが予想されます。

**扶助費** …社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

平成20年度の扶助費は、前年度比3億8千9百万円・4.1%増の99億3千1百万円と過去最高の金額となりました。その要因として自立支援介護給付・訓練等給付費、児童手当及び生活保護費の増があったことなどが影響しており、扶助費は今後もさらに増加していくことが見込まれます。(平成12年度に大きく減となっているのは、高齢者福祉関係の多くが介護保険特別会計に移行したことによるものです。)

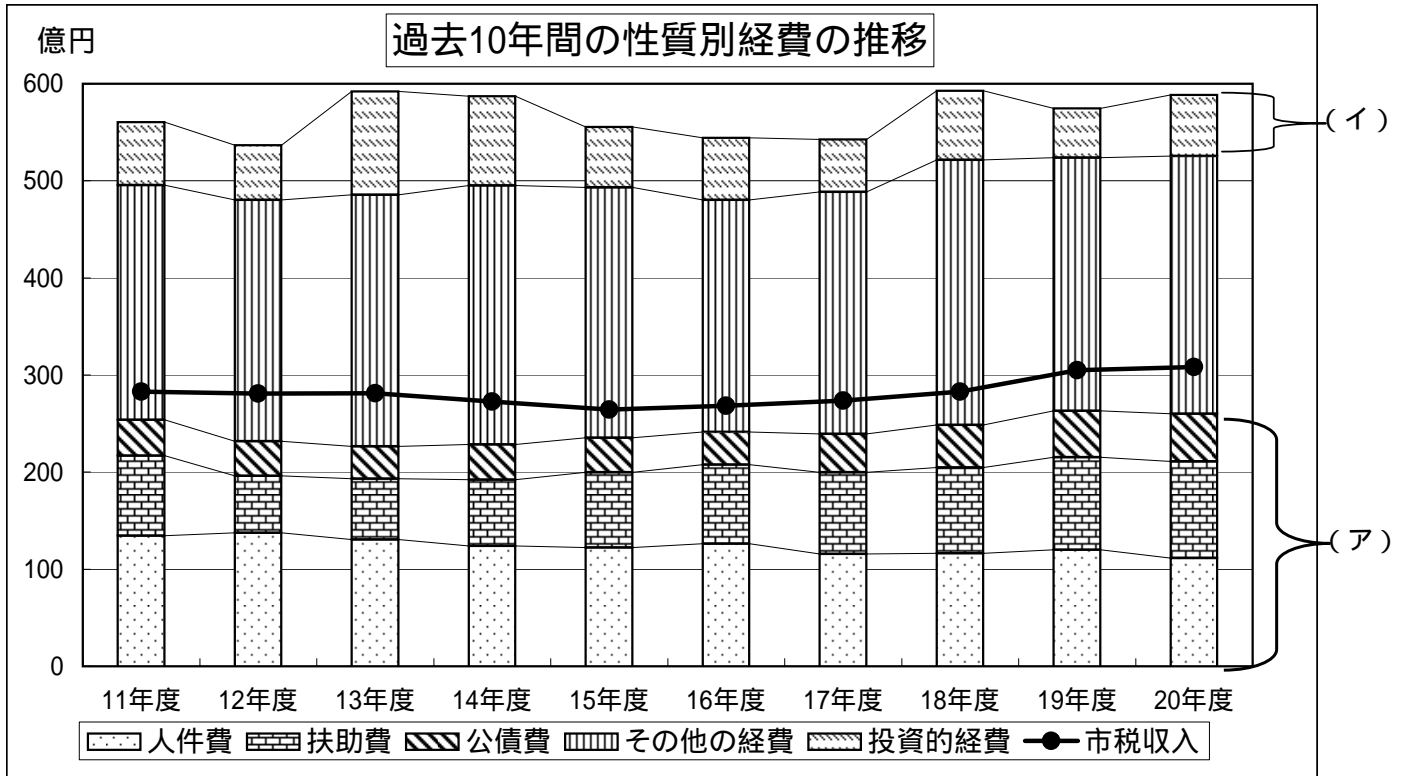
**公債費** …市債の元利償還金(借金の返済金)など

公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、年々増加傾向にあります。平成20年度は前年度比1億5千3百万円・3.2%増の49億2千2百万円と過去最高の金額となりました。新市建設計画に基づいた合併特例債の借入れが平成22年度まで続くことから、公債費は今後もしばらく増加していく見込みです(詳しくはP21「8公債費」、P23「9市債」を参照)。

< 投資的経費 > …下グラフ(イ)の部分 20年度決算に占める割合10.7%

**普通建設事業費** …土木施設(道路等)、文教施設などの建設に係る経費

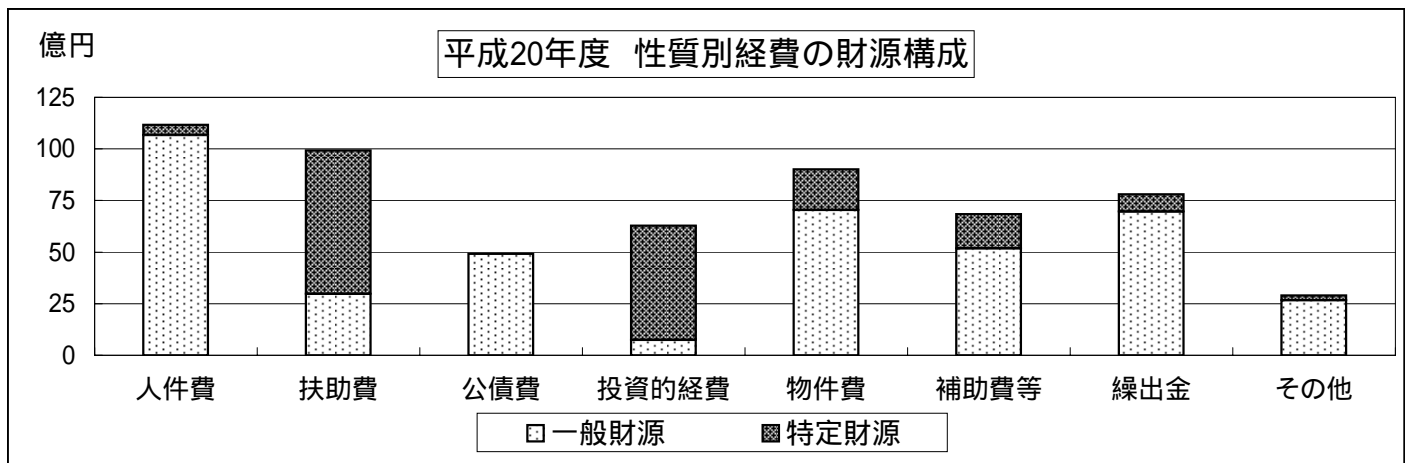
平成20年度は保谷駅前公民館・図書館の整備などにより前年度比12億5百万円・23.8%増の、62億7千8百万円となりました。平成22年度までは総合計画に基づく建設事業が多く予定されており、高い水準で推移することが見込まれています。



今年度は前年度比過去10年の推移を見ると、合併によりいったん減少した義務的経費((ア)の部分)が、徐々に拡大していることが見てとれます。平成20年度は人件費が大きく減少したことから、対前年度比1.1%の減となりましたが、扶助費や公債費が継続して増加していることから、今後も増加傾向は続く見込みです。

### 平成20年度における性質別経費の財源構成

性質別経費を一般財源・特定財源別にすることで、一般財源の多くを占める市税がどの経費に使われているかが見てとれます。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く充当されている経費に着目することが効果的です。



## 6 目的別経費

### 目的別の歳出は、都内類似団体平均と同水準

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、自治体のどのような部門・事業に経費がかかっているかが分かります。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	合併前	合併後										20年度住民1人当たり決算額		
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	西東京市	都内類団	全国類団
目的別経費	総務費	6,879	9,795	10,175	9,936	8,651	7,174	6,903	8,975	8,017	7,716	40.4	38.6	37.5
	民生費	20,768	17,350	18,245	18,820	19,459	19,958	20,681	21,427	22,393	23,046	120.8	121.2	101.8
	衛生費	4,187	4,144	4,247	4,565	4,963	5,668	4,610	4,726	5,217	5,037	26.4	28.0	28.1
	土木費	8,720	8,032	12,610	10,024	6,674	7,027	7,124	7,213	6,344	7,084	37.1	38.2	41.1
	消防費	2,907	2,598	2,686	2,448	2,399	2,686	2,383	2,451	2,394	2,409	12.6	12.1	11.8
	教育費	6,602	6,595	6,514	7,823	8,420	7,153	7,305	8,916	7,121	7,434	39.0	41.6	37.2
	公債費	3,699	3,568	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	25.8	24.7	28.3
	その他	2,275	1,586	1,402	1,462	1,402	1,411	1,305	1,167	1,219	1,189	6.2	5.9	7.6
	合計	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	308.4	310.3	293.5

「その他」は議会費、労働費、農林費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計をいいます

ここでは、平成20年度において大きく増減が見られた経費をとりあげます。

#### 総務費・・・市報、徴税、住民票に要する経費や、庁舎の管理、退職金などの費用

前年度の平成19年度に団塊世代の定年退職者がピークを迎えたことから、退職手当が減になったことなどにより、前年度比3.8%減の77億1千6百万円となりました。

#### 土木費・・・道路や橋りょう、雨水対策設備、公園の整備、下水道会計繰出金などの費用

北宮ノ脇公園及び、(仮称)芝久保町三丁目公園の整備に伴う用地購入を行ったことなどにより、前年度比11.7%増の70億8千4百万円となりました。

#### 教育費・・・小・中学校などの学校教育や、公民館や図書館などの社会教育に関する費用

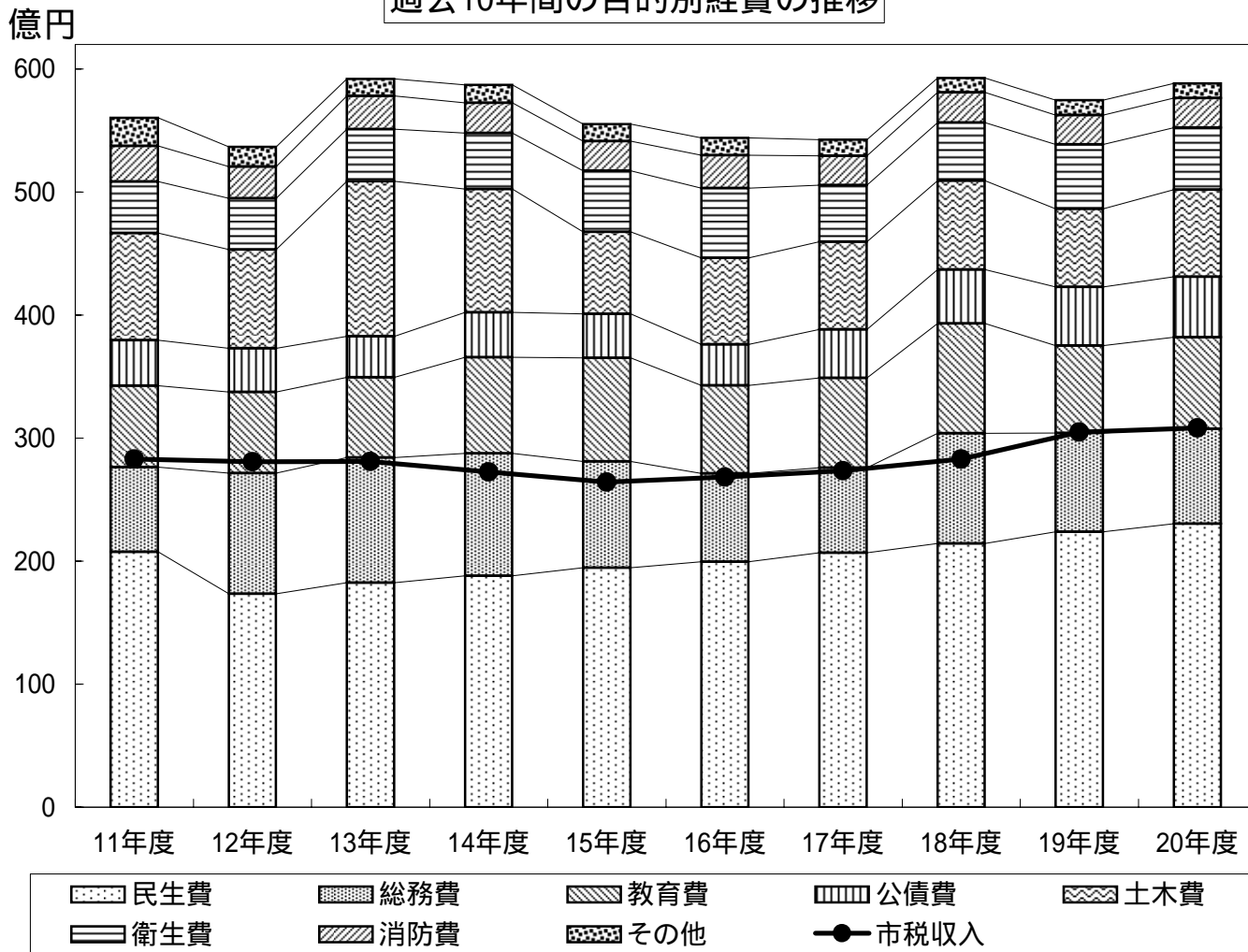
保谷駅前公民館・図書館の整備や上向台小学校校舎の増築を行ったことなどにより、前年度比4.4%増の74億3千4百万円となりました。

#### ～ちょっとブレイク～

右のページの「平成20年度 目的別経費の財源構成」をみると、公債費に特定財源はありません。公債費のうち合併特例債や臨時財政対策債などの元利償還金は、一定割合が地方交付税の算定に用いられているので、特定財源があるのではないかと、思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、算定に用いられているものの、地方交付税自体は一般財源であるため、ここではそれが表れてはこないのです。



過去10年間の目的別経費の推移

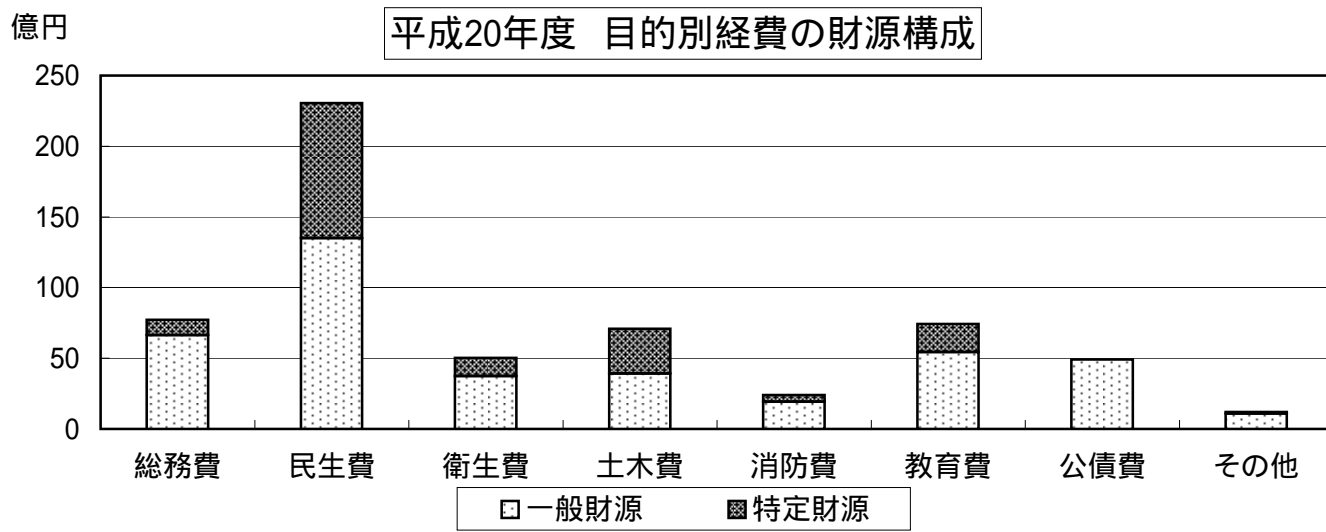


過去10年間の推移を見ると、総務費が減少傾向に、民生費が増加傾向にあるのが見てとれます。

### 平成20年度における目的別経費の財源構成

平成20年度の目的別経費を一般財源・特定財源別でみると以下ようになります。生活保護、児童手当、心身障害者福祉手当など国や都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の経費に比べて特定財源の割合が高くなっています。

平成20年度 目的別経費の財源構成





## 7 経常収支比率

引き続き高い水準にあります

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することができない、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標です。

経常収支比率

= 経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減収補てん債特例分) × 100

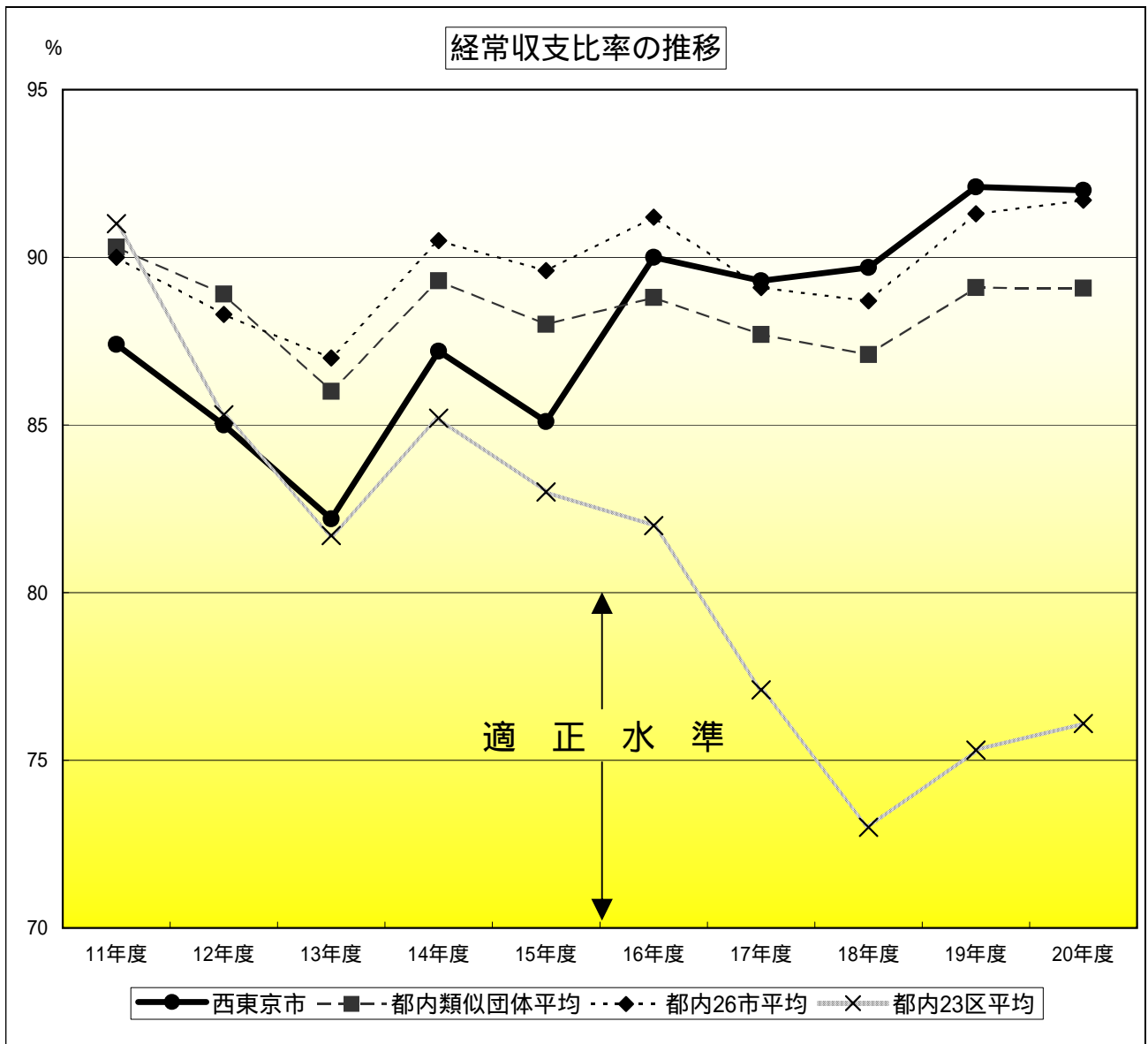
この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ（行政需要）に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に 70～80%といわれています。これは普通建設事業（施設整備・道路整備など）の臨時的経費（政策的経費）の支出を一定量保持する等のバランスのとれた財政運営を行うためには、経常一般財源がおおむね 20～30%程度確保されていることが望ましいと考えられているからです。

また経常収支比率が 100%を超えるということは、安定的な収入である経常一般財源では経常経費を賄うことができなくなっていることを意味しており、不健全な財政状況を示しています。ただし、仮に 100%を超えたとしても、都市計画税などの臨時的一般財源や国庫・都支出金などの特定財源の収入があることから、すぐさま財政破綻に直結するわけではありませんが、硬直化した財政状況を見直さなければならないのは言うまでもありません。

西東京市の経常収支比率は、合併に伴う国や都の財政支援、人件費の抑制などにより、都内類似団体の中でも比較的良好な水準である 80%台を確保してきました。しかし、合併に伴う財政支援の段階的縮減、国の三位一体の改革の影響などから、平成 16 年度に 90.0%に大きく悪化した以降は、平成 17 年度は 89.3%、平成 18 年度は 89.7%と、いったんは改善がみられたものの、平成 19 年度は 92.1%と再び悪化し、平成 20 年度は 92.0%とわずかながら 0.1 ポイント改善しました。しかしながら、都内 26 市平均は 0.4 ポイント悪化し、都内類似団体平均は横ばいであったことから、西東京市の取り組んできた行革の効果が、相対的に表れてきたものと考えられます。

また、平成 19 年度における指数の上昇は、下水道事業会計への繰出基準の適用変更の影響分が 1.3 ポイントを占めましたが、平成 20 年度は 1.0 ポイントに縮小しています。





(単位: %)

	合併前	合併後									
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
西 東 京 市	87.4	85.0	82.2	87.2	85.1	90.0	89.3	89.7	92.1	92.0	
都 内 類 似 団 体 平 均	90.3	88.9	86.0	89.3	88.0	88.8	87.7	87.1	89.1	89.1	
都 内 2 6 市 平 均	90.0	88.3	87.0	90.5	89.6	91.2	89.1	88.7	91.3	91.7	
都 内 2 3 区 平 均	91.0	85.3	81.7	85.2	83.0	82.0	77.1	73.0	75.3	76.1	
全 国 類 似 団 体 平 均	87.3	86.1	84.8	89.5	88.6	92.1	88.9	88.8	90.9	90.6	

都内26市平均は東京都市町村普通会計決算の概要(東京都総務局)、都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

< 公営企業会計・公営事業会計への多額な繰出金が財政を圧迫しています。 >

国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補てんが行われています。この経費を経常収支比率の算定要素に含めた場合の西東京市の経常収支比率は、平成20年度は100.9% (都内類似団体市平均94.5%) であり、都内類似団体の平均水準を大きく上回っているのが実態です。

P27「11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金」を参照してください。



## 8 公債費

### 合併特例債などの活用により、公債費は増加するものの、 公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子等の償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用です。原則として普通会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費、扶助費と同様に市の財政の都合等により一方的に削減することができない費用（義務的経費）であるため、この比率が上昇すると財政の硬直化を招くこととなります。

西東京市においては、市債残高のピークは平成 22 年度ですが、公債費のピークは平成 26 年度で 70 億 8 千万円です。これは市債の発行後、据え置き期間が 1 年から 3 年程度あるために、市債の発行と元金償還開始時期にズレが生じているためです。

また、平成 13 年度以降、新市建設計画に基づく社会資本整備事業については、合併特例債を活用して実施しているため、公債費全体の額は年々増加していますが、普通債の元利償還金の占める割合は減少傾向にあります。

公債費比率は、標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合をいいます。おおむね 10% 以下が適正な水準といわれています。

公債費において高い割合を占めている、臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債については元利償還金の全額が、合併特例債については元利償還金の 7 割が、それぞれ交付税措置（基準財政需要額に算入）されることから、西東京市においては公債費が年々増加するものの、公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。

#### ～ ちょっとブレイク～

公債費の負担を少しでも減らすために、市ではこのような努力をしています！

少しでも低金利で借り入れるために、リスク分散・償還期間短縮などの工夫をしています。

20 年度借入実績      10 年償還：年利 0.50%    20 年償還：年利 1.40% など

20 年度末に残高のある市債の借入利率の平均：年利 1.63%（加重平均）

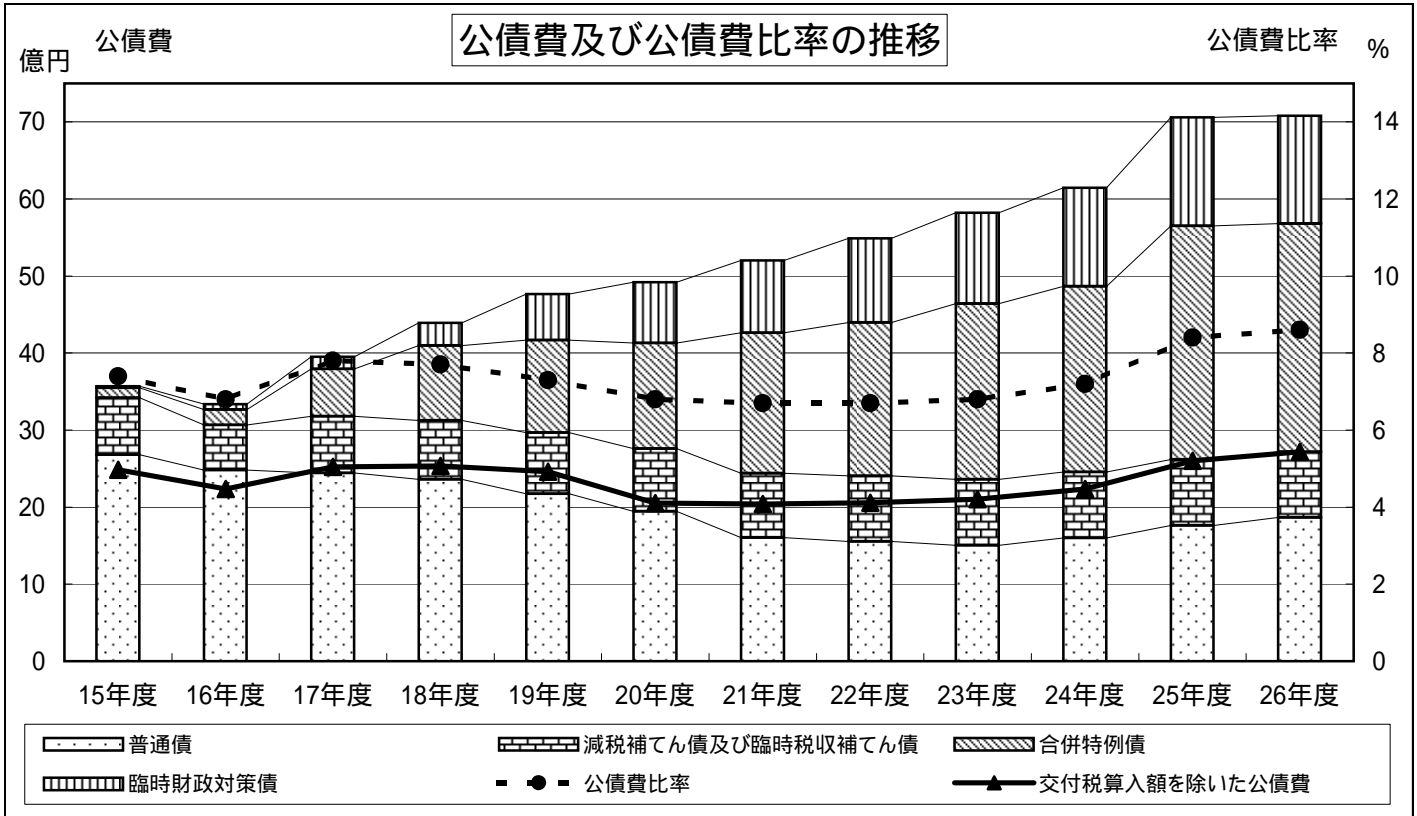
行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還などを  
利用して、過去に高金利で借り入れた市債を繰上償還・低利借換えを行いました。（ ）

20 年度実績    2 億 6 千 7 百万円が対象となり、3 千 7 百万円の効果

通常、繰上償還をする場合は、

利子相当額の補償金を支払う義務があります。・





(単位: 百万円、%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公債費合計 (一時借入金利息を除く)	3,569	3,336	3,950	4,393	4,765	4,919	5,201	5,488	5,821	6,145	7,060	7,080
元利別	元金償還額	2,652	2,414	3,123	3,554	3,902	4,096	4,405	4,694	5,019	5,389	6,365
	利子支払額	918	922	827	839	863	823	796	794	802	756	604
地方債 区分別	減税補てん債及び 臨時税収補てん債	740	584	733	766	795	816	838	854	854	854	854
	臨時財政対策債	20	72	156	297	599	790	939	1,090	1,179	1,280	1,401
	合併特例債	130	198	616	971	1,199	1,368	1,821	1,991	2,282	2,411	3,033
	普通債	2,680	2,482	2,445	2,359	2,172	1,945	1,603	1,553	1,506	1,600	1,763
参考	交付税算入額	1,086	1,099	1,427	1,857	2,307	2,867	3,160	3,432	3,719	3,909	4,457
	交付税算入額を 除いた公債費	2,483	2,237	2,523	2,536	2,458	2,052	2,041	2,056	2,102	2,236	2,717
公債費比率	7.4	6.8	7.8	7.7	7.3	6.8	6.7	6.7	6.8	7.2	8.4	8.6

平成16年度の元金償還額は、平成7年度及び平成8年度の減税補てん債の一括償還分(4,683百万円)を除く。  
 平成20年度の元金償還額は、高金利借換債の一括償還分(230百万円)を除く。  
 平成15年度から平成20年度までは決算額、平成21年度から平成26年度までは平成20年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています(そのため平成24年度以降の市債の発行は見込んでいません。)  
 特定資金公共事業債及び一時借入金利息は除く。

平成20年度における類似団体との比較

(単位: 千円、%)

	西 東 京 市	都内類似団体平均	全国類似団体平均
住民1人あたり元利償還額	25.8	24.7	28.3
公債費比率	6.8	7.2	9.7

都内類似団体平均との比較では、住民1人当たり元利償還額は平均とほぼ同水準、また合併特例債などの交付税算入率の高い市債を利用していることから公債費比率は平均を下回っています。

## 9 市債

### 新市建設計画事業の終了まで増加傾向が続きます

市債とは、地方債のうち市が発行するもの（同様に都が発行する地方債は都債）で、複数年度にわたって償還（返済）するものをいい、いわゆる「借金」のことです。大別すると、公園、都市計画街路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補てんする建設地方債と、国策により生じた財源不足を補てんする臨時赤字地方債の2種類があります。また、市債には財源不足を補うという役割以外に、道路や公共施設などの将来の世代も利用するものについて、現在の利用者（受益者）だけでなく、将来の利用者（受益者）にも負担してもらい「世代間の負担の公平化」を図るといった側面もあります。なお平成20年度の市債借入額は47億2千4百万円、平成20年度末の市債残高は506億3千3百万円です。

市債残高のうち、合併後の新市建設計画事業に活用している合併特例債が177億8千5百万円、減税補てん債や臨時財政対策債などの臨時赤字地方債が221億8千1百万円で、合わせて全体の78.9%を占めています。これらの償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では7割、臨時赤字地方債では全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

平成20年度の起債制限比率は7.0%、起債許可団体への移行や市債の発行制限の判断指標となる実質公債費比率は3.7%です。

#### ～ちょっとブレイク～

平成20年度に合併特例債などの市債を利用した主な事業を紹介します。

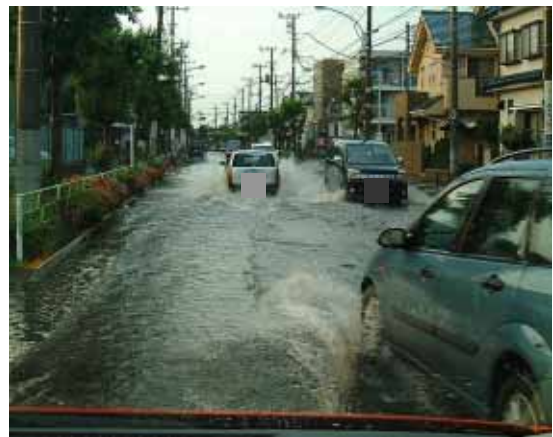
子育て支援：(仮称)ひばりが丘団地内保育園・\*児童館、\*西原保育園・心身障害児通所訓練施設ひよっこ、\*下保谷児童館の整備

学校教育：上向台小学校の増改築  
柳沢小学校校舎大規模改造  
田無小学校等のアスベスト除去

社会教育：\*保谷駅前公民館・図書館の整備



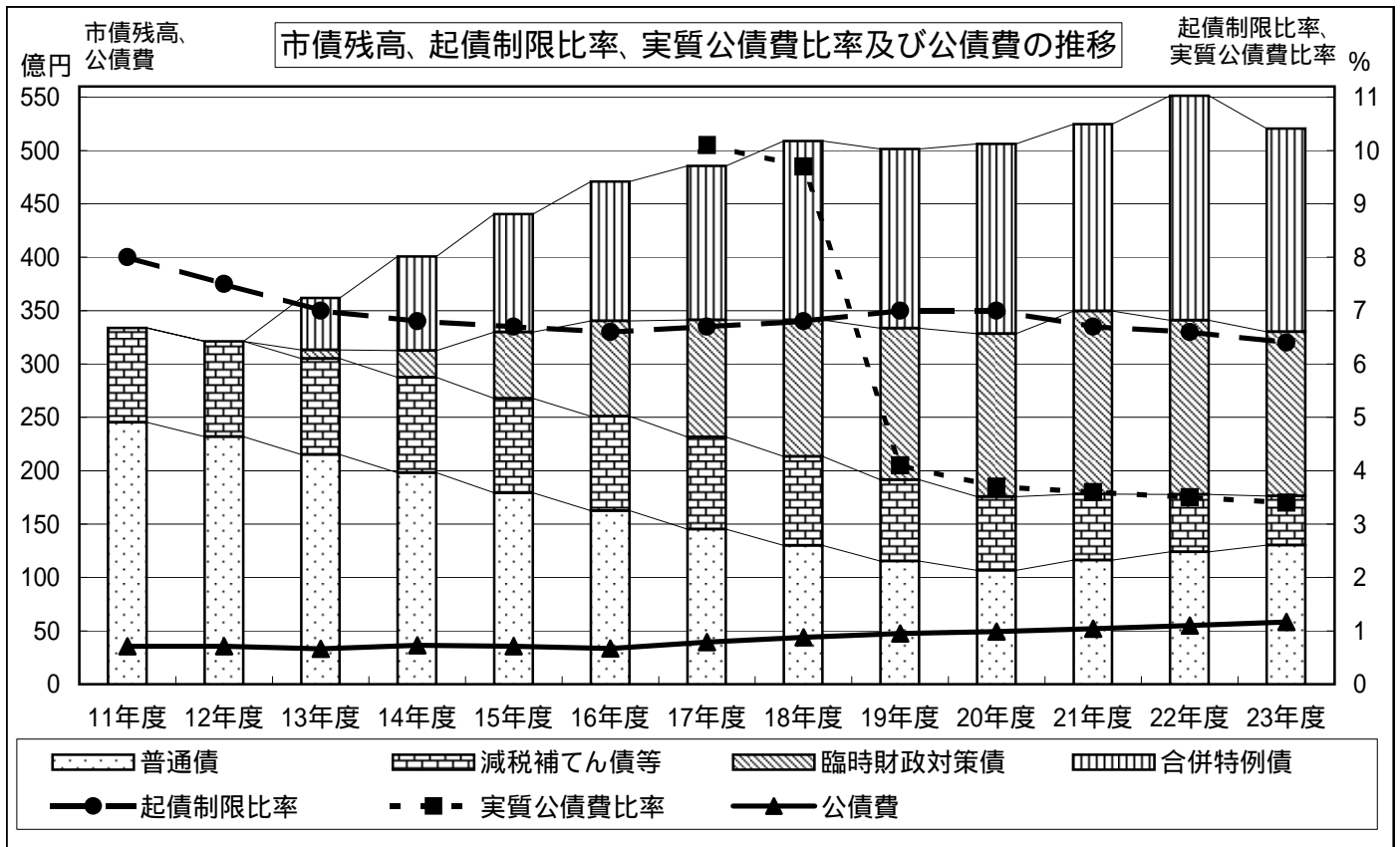
保谷駅前公民館・図書館



東町付近の溢水状況

高齢者支援：\*下保谷福祉会館の建替え  
公園・広場：\*(仮称)芝久保町三丁目公園、\*北宮ノ脇公園の整備  
道路整備：\*都市計画道路3・4・21号線の整備（ひばりが丘駅北口から北口バス停前を結ぶ道路）  
溢水対策：向台町二丁目地内、住吉町六丁目地内、及び東町三丁目地内の雨水対策  
窓口サービス：\*ひばりが丘駅前出張所の整備  
防災対策：消防ポンプ車の購入

\*は合併特例債を利用している事業です。



(単位:百万円、%)

市発債額	合併前	合併後											
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市債残高	2,249	1,486	6,413	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,252	7,338	1,948
合併特例債	—	—	4,875	8,818	11,049	13,047	14,417	16,774	16,817	17,785	17,525	21,027	19,045
普通債	24,535	23,188	21,520	19,806	17,943	16,258	14,510	13,013	11,530	10,667	11,638	12,392	13,024
臨時財政対策債	—	—	793	2,508	6,231	8,934	10,969	12,795	14,174	15,267	17,153	16,315	15,378
減税補てん債等	8,858	8,947	8,990	8,942	8,822	8,857	8,662	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605
合計	33,393	32,135	36,178	40,074	44,045	47,096	48,558	50,906	50,155	50,633	52,480	55,124	52,052
公債費 (一時借入金利息を除く)	3,563	3,563	3,328	3,640	3,569	3,336	3,950	4,393	4,765	4,919	5,201	5,488	5,821
起債制限比率	8.0	7.5	7.0	6.8	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.7	6.6	6.4
実質公債費比率	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.1	9.7	4.1	3.7	3.6	3.5	3.4

平成10年度から平成20年度までは決算額、平成21年度から平成23年度までは平成20年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています。

特定資金公共事業債は発行額・地方債残高から、借換債は発行額から除いています。またこれらの元金償還金について公債費から除いています。

### 平成20年度における類似団体との比較

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似団体平均	全国類似団体平均
住民1人当たり市債残高	265.4	202.3	228.5
市債現在高倍率	149.0	105.5	125.8
実質公債費比率	3.7	5.1	7.1

都内類似団体と比較すると、住民1人当たり市債残高と市債現在高倍率が、平均を上回る数値を示していますが、新市建設計画事業が終了する平成22年度以降は、減少傾向となる見込みです。

## 10 基金

### 増減を繰り返しながらも減少傾向にある財政調整基金

基金は一般家庭(家計)の中で、収入減や病気など不測の事態に備えるため、また家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」にあたるものです。

西東京市には、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」、公園や学校などの公共施設を計画的に整備するための「まちづくり整備基金」などがあります。

平成20年度は、基金全体では積立額が26億7百万円、取崩額が24億2千9百万円となったことから、基金残高は前年度末から1億7千8百万円増の90億4千9百万円となりました。

平成20年度の財政調整基金の取崩額は、臨時的要因があった平成19年度に比べて2億円減の9億円と平年度並みとなった一方、積立額は国民健康保険特別会計からの繰入金が増加したことなどによる影響で前年度比6億2千万円増の12億8千5百万円となり、基金残高は37億9千4百万円にまで回復しました。まちづくり整備基金においては、積立額は臨時的要因があった平成19年度に比べて2億9千6百万円減の6億4千1百万円となり、取崩額は保谷中学校体育館建替事業が終了したことなどで前年度比7億2千1百万円減の9億2千1百万円となった結果、基金残高は2億8千万円減の30億1千4百万円となりました。

今後も、総合計画に基づく事業の実施に伴い、基金の多額な取り崩しが予定されています。特に、財政調整基金については臨時的要因で持ち直したものの、ここ数年では増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、安定した市政運営を行うためにも、基金残高の確保には充分注意を払っていかねばなりません。

(単位:百万円)

		各年度末現在高						目 的 等
		15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	
積立基金	財政調整基金	4,711	3,884	3,686	3,843	3,409	3,794	年度間の財源調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するため
	特定							
	まちづくり整備基金	3,656	3,337	2,891	4,000	3,294	3,014 (33)	公共施設の整備及び事業の推進を図るため
	地域福祉基金	616	661	510	573	526	552	総合的な地域福祉の推進を図るため
	振興基金	87	85	81	77	72	65	市民の連帯の強化及び地域振興を図るため
	保谷駅南口市街地開発事業基金	762	762	513	264	160	419	保谷駅南口市街地開発事業に要する資金を確保するため
	職員退職手当基金	2,199	1,935	1,864	1,833	1,125	878	職員の退職手当の支払いに充てるため
	その他の基金	104	89	101	110	184	327	雇災救助基金、中小企業従業員退職金等共済基金、奨学金基金*
小計	7,423	6,867	5,960	6,857	5,362	5,255		
定額運用基金		618	618	612	612	613	513	土地開発基金、スポーツ振興基金
合計		12,752	11,369	10,258	11,312	9,384	9,562	

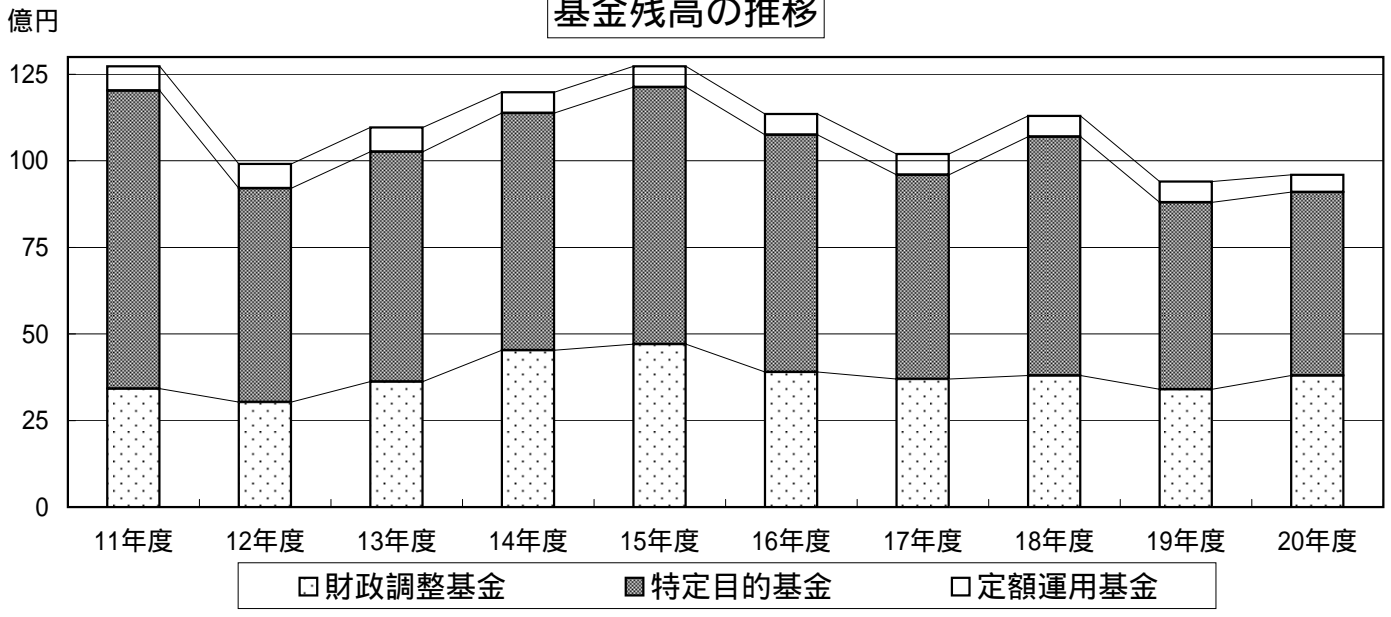
まちづくり整備基金における( )内数値は、人にやさしいまちづくり条例に伴う寄付金に係る内数です。

用品調達基金(定額運用基金)は平成17年9月30日に、不況対策基金(特定目的基金)は平成18年4月1日に廃止

\*定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より特定目的基金に移行



## 基金残高の推移



### 平成20年度における、類似団体との比較

(単位: 千円, %)

		西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民 1人 当 た り 残 高	財政調整基金	19.9	16.4	15.5
	特定目的基金残高	27.5	42.7	27.6
	定額運用基金残高	2.7	7.8	7.8
	合計	50.1	66.9	51.0
財政調整基金現在高比率		11.2	8.5	8.6

都内類似団体と比較すると、財政調整基金については合併に伴う財政効果により取崩額が抑制できたことで、住民1人当たり財政調整基金残高は平均を上回るものの、特定目的基金については、新市建設計画事業の進捗に伴いまちづくり整備基金や保谷駅南口地区開発基金等を、目的にあわせて取り崩してきたことなどから、住民1人当たり基金残高合計は平均を下回っています。

### ～ちょっとブレイク～

貯金はいくらあればいいの？

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えます。しかし、市民の皆様にも納めていただいた税金を、ひたすら貯めこむだけで本当に良いのでしょうか？

基金は、安定的な市民サービスを行うために設けているのに、貯蓄を増やすだけで、日々の市民サービスが疎かになってしまうのでは本末転倒です。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さずに、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

財政調整基金はどの自治体も設置している基金で、「西東京市地域経営戦略プラン」においては、財政調整基金現在高比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行額を除く）に占める財政調整基金の割合）を10%程度（平成20年度に換算すると33億9千9百万円程度）で維持することを目標として設定しています。現段階においてはその目標値を上回っているものの減少傾向にあり、楽観視はできません。

一方、特定目的基金と定額運用基金は年度内に使える金額の考え方は異なるものの、共に使いみちが決まった基金です。例えば、積立基金の「保谷駅南口市街地開発事業基金」は、保谷駅南口を開発するための基金で、基本的には事業進捗に合わせて基金を取り崩すことで残高は減少していきます。また自治体によりその基金の目的を定めることができるので、自治体間でその多寡を比較しにくい性格を持ち合わせています。

つまり、全体的な基金残高が減ったことが即「財政状況が苦しい」ことを意味するわけではありません。どのような理由でどの基金が減ったのかについても、着目する必要があります。



## 11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

### 市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です（特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります。）。平成20年度は、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業など、合計で8事業が該当しました。

これらの各公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るべきですが、特に国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、赤字補てんを行っています。繰出金のうち、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補てんするお金（例えば下水道事業では、雨水の処理など利用者負担に馴染まない経費）を基準内繰出金といい、それ以外の理由で補てんするお金（赤字補てん）を基準外繰出金といいます。

国民健康保険事業会計（公営事業会計）の被保険者1人当たりの赤字補てん繰出金額は25,304円で、後期高齢者医療制度の開始により大きく減少したものの、都内26市平均の24,927円を上回っており、26市中12番目に多い金額です。このことから、西東京市地域経営戦略プランでは、保険料の見直しを図っていくこととしています。

下水道事業会計（公営企業会計）は、処理原価のうち資本費（施設整備のために借入れた地方債に係る公債費など）が高く、使用料単価が95.8円/m<sup>3</sup>と都内26市中5番目に低い。ため、汚水処理費回収率が都内26市中最下位の51.6%で、多額の普通会計からの繰出金が必要となっています。下水道審議会の答申では、定期的に使用料の見直しを行い、中期的には都内26市平均程度を目指すこととしています。なお、平成20年度において汚水処理費回収率が100%を超え独立採算による運営を行っている市は都内26市中8市、都内26市平均汚水処理費回収率89.5%を超える市は15市となっています。

～ちょっとブレイク～

下水道事業会計でも公債費負担軽減の努力をしています！

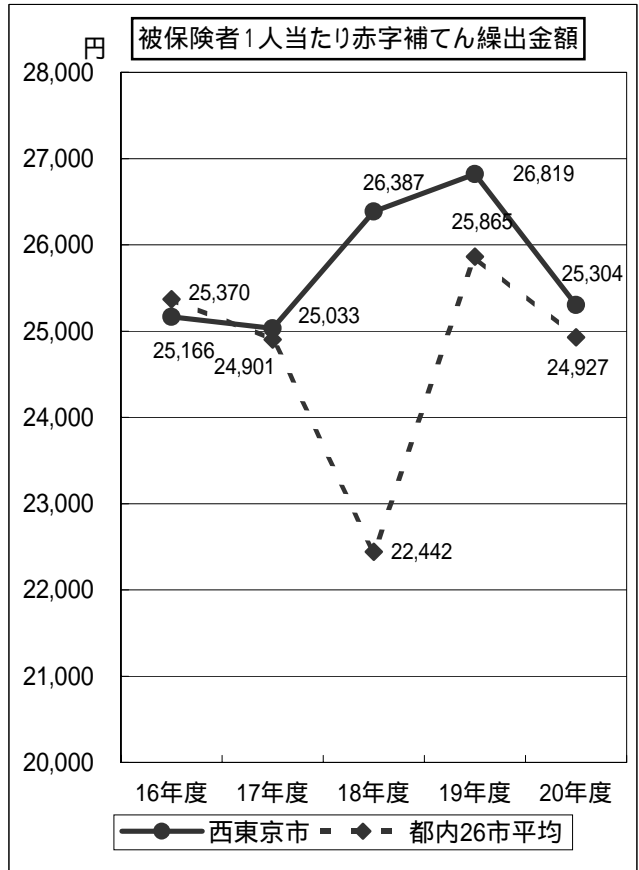
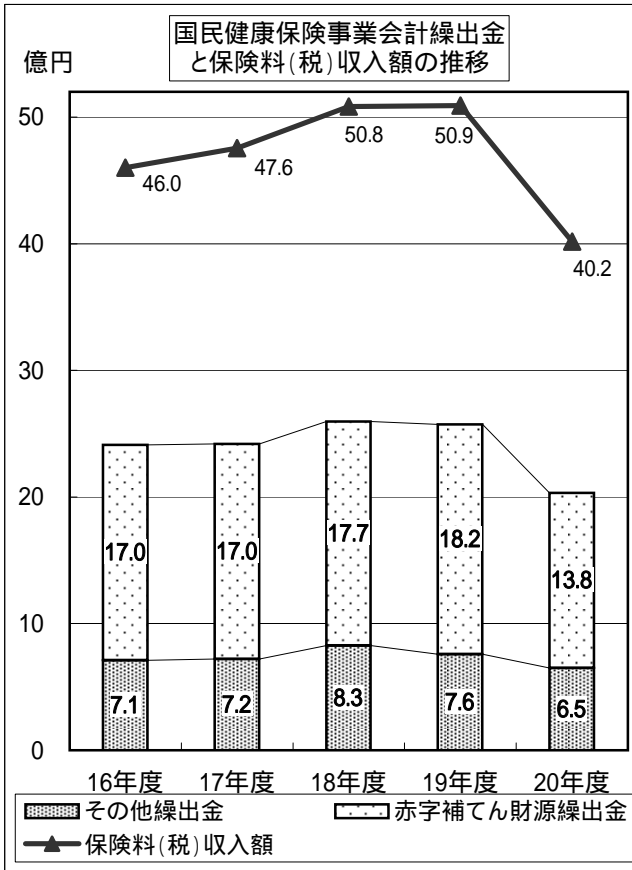
行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還（ ）を利用して、過去に高金利で借り入れた市債を、低金利債へ借り換えるなどしました。

20年度実績 41億849万円を低金利債へ借り換え・繰上償還し、  
8億6,280万円の効果

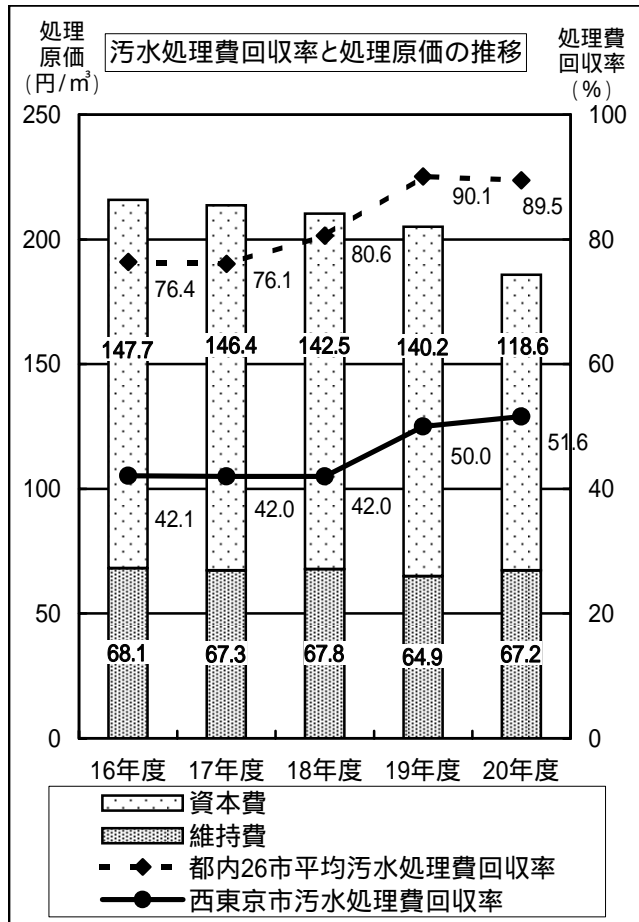
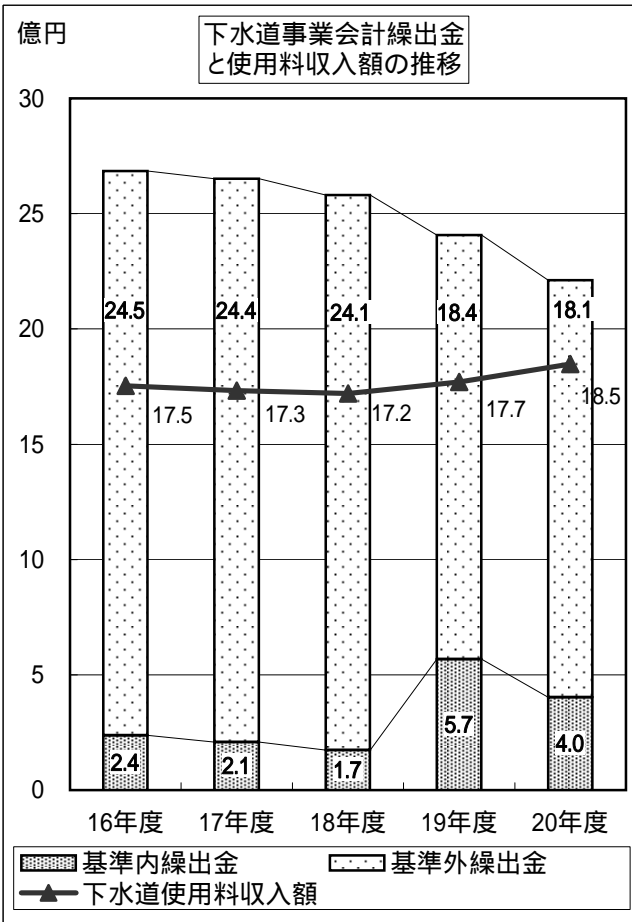
なお、今後は平成21年度に約4億5千万円の効果を見込んでいます。  
通常、繰上償還をする場合は利子相当額の補償金を支払う義務があります。







各数値は地方財政状況調査より作成しています。  
20年度に国民健康保険関係の各数値が減少しているのは、後期高齢者医療制度の開始によるものです。



各数値は公営企業決算統計より作成しています。

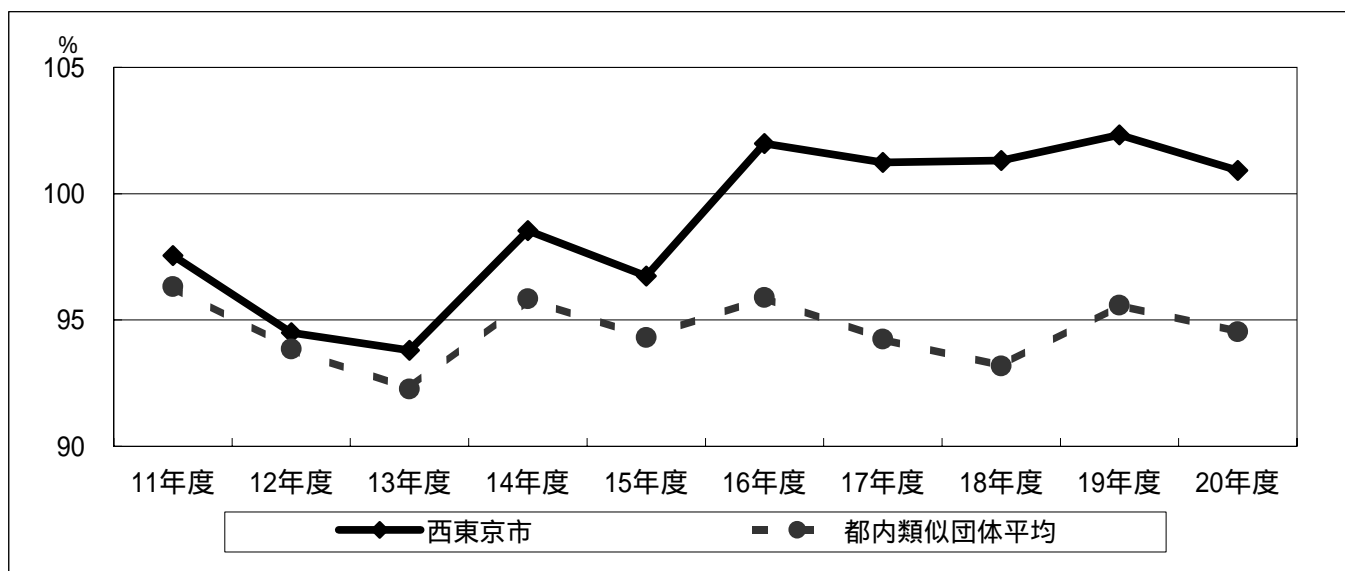
汚水処理費回収率：汚水処理費100円当たりの使用料収入割合  
維持費：ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など  
資本費：施設整備費や元金償還金など

## < 平成20年度決算にみる経常収支比率への影響 >

前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補てんが行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただけてきたところですが、いまだに多額の赤字補てんは継続しています。この経費については、維持管理経費の適正化はもちろんのこと、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定するなどの事業の見直しを行わない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。

試みに、これらの基準外繰出金（赤字補てん）を経常経費充当一般財源に加算し、経常収支比率を算出したものが下表です。

国民健康保険事業会計・下水道事業会計への赤字補てん的な繰出金を経常経費充当一般財源に加算した経常収支比率



(単位: %)

	合併前	合併後								
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
西東京市	97.6	94.5	93.8	98.5	96.7	102.0	101.2	101.3	102.3	100.9
都内類似団体平均	96.3	93.9	92.3	95.8	94.3	95.9	94.2	93.2	95.6	94.5
(参考)都内26市平均	97.2	95.3	93.7	96.7	96.2	97.9	95.4	94.5	97.5	97.2

都内類似団体平均値及び都内26市平均値は、各市から提出された数値等に基づき、本市が独自に試算したものです。

平成16年度以降、国民健康保険事業会計・下水道事業会計への赤字補てんを経常収支比率に加算した数値が、連続して100%を超過しており、西東京市の財政構造が相当に硬直化していることを表しています。このことは、行政サービスの継続性、行政サービスのレベルアップを推進していく上で大きな障壁となります。このことから、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けたさらなる取り組みが不可欠です。

## 12 他市・区（西東京市に隣接する団体）との比較

### 距離は近くても、財政面では意外と遠い隣接市・区

これまでの章では、西東京市と都内類似団体、全国類似団体と比較してきましたが、日常生活の中で見聞きしたりして、西東京市の提供するサービスと比較する機会の多い、西東京市と隣接する市・区との比較を試みます。

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。

この章では、平成20年度決算の歳入決算額及び歳出決算額を、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口で除した、住民1人あたり決算額で比較します。また、より視覚的に比較しやすいように、いくつかの項目については、西東京市の値を100とし、隣接する区・市との比較をレーダーチャートで表しました。

図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側にあれば、その市・区が、西東京市を上回っている（西東京市が下回っている）ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側にあれば西東京市を下回っている（西東京市が上回っている）ことを示します。

これまでの章で見てきた、都内類似団体との住民1人あたり決算額の比較では、内訳を見ればさまざまな相違点を抱えるものの、西東京市の歳入決算額と歳出決算額をとってみれば、ほぼ平均的な規模であることを見てとることができました。

しかし、日本で最も財政力が豊かといわれる武蔵野市をはじめとする隣接する市・区の間では、隣接しているとはいえ、財政面では相当の差があることが見てとれます。練馬区との比較では、都区財政調整制度（P33のコラム記事を参照）など、特別地方公共団体である特別区と普通地方公共団体である市との制度上の違いの影響もでてきます。都・県境を経て接する新座市とは、例えば都・県支出金に着目すると、東京都と埼玉県の市町村に対する財政支援の違いも見えてきます。これは、日本でもっとも財政力が豊かといわれる武蔵野市や、特別区である練馬区、都道府県レベルの行政区域の異なる新座市とも接するという地理的な要因から、単純に西東京市と隣接していることだけをもって、施策の比較を行うことの難しさを示唆してくれています。

# 平成20年度住民1人当たり歳入決算額

(単位:千円)

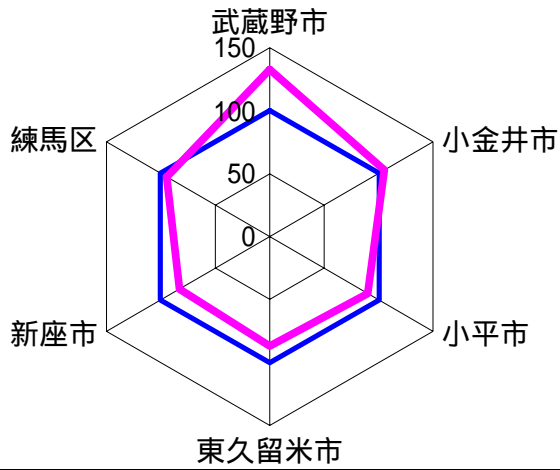
	西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区	
自主財源	市(区)税	161.6	268.7	178.8	170.2	145.2	148.8	91.0
	個人市(区)民税	78.5	117.8	95.1	78.5	70.3	65.5	86.0
	法人市民税	11.3	19.9	6.5	8.3	5.0	8.1	-
	固定資産税	55.0	101.5	58.0	64.2	52.7	61.1	-
	都市計画税	11.9	17.0	14.9	13.8	12.0	7.7	-
	その他	5.0	12.6	4.4	5.5	5.3	6.4	5.0
	分担金及び負担金	2.0	1.1	1.3	1.0	1.7	4.0	0.9
	使用料及び手数料	6.1	13.4	10.6	5.4	4.0	6.2	6.8
	財産収入	2.3	1.9	0.7	0.8	3.9	1.0	1.0
	寄附金	0.3	0.0	1.2	0.0	1.1	0.0	0.1
	繰入金	17.1	19.6	11.9	11.5	8.1	8.0	8.7
	繰越金	6.3	22.1	11.1	6.0	8.7	6.2	8.2
	諸収入	2.4	4.1	2.9	2.3	2.7	2.5	3.6
合計	198.0	331.0	218.5	197.3	175.3	176.8	120.4	
依存財源	地方譲与税	1.7	1.7	1.8	1.8	2.0	1.9	1.8
	地方交付税	13.3	0.2	0.5	0.5	19.4	5.3	113.4
	国庫支出金	44.5	51.1	50.2	45.3	25.3	44.7	47.3
	都(県)支出金	34.1	26.2	37.6	30.9	39.1	12.3	13.3
	市(区)債	24.0	8.5	23.5	6.2	12.1	19.7	2.5
	その他	15.2	20.5	15.4	15.8	14.8	13.6	14.9
	合計	132.8	108.2	129.1	100.6	112.7	97.6	193.3
一般財源	市(区)税	161.6	268.7	178.8	170.2	145.2	148.8	91.0
	地方譲与税	1.7	1.7	1.8	1.8	2.0	1.9	1.8
	地方交付税	13.3	0.2	0.5	0.5	19.4	5.3	113.4
	繰入金	10.5	0.0	7.2	9.6	7.0	7.9	8.6
	繰越金	6.3	21.5	9.1	5.9	8.4	6.2	8.0
	市(区)債	8.7	0.0	8.1	1.7	8.3	7.6	0.0
	その他	19.7	25.7	20.8	17.7	21.0	19.0	27.9
	合計	221.8	317.9	226.4	207.5	211.3	196.7	250.7
特定財源	国庫支出金	44.1	50.9	49.8	45.3	25.1	43.1	39.5
	都(県)支出金	33.8	26.0	37.0	30.9	38.9	12.2	13.0
	繰入金	6.6	19.6	4.8	2.0	1.1	0.1	0.0
	市(区)債	15.2	8.5	15.4	4.6	3.8	12.1	2.5
	その他	9.2	16.3	14.2	7.6	7.9	10.1	8.0
	合計	109.0	121.3	121.2	90.4	76.7	77.6	63.0
歳入合計	330.8	439.2	347.6	297.9	288.0	274.3	313.6	

練馬区において、-表示の税は、東京都の歳入のため対象外となります。また地方交付税は財政調整交付金(P33のコラム記事を参照)に読み替えてください。

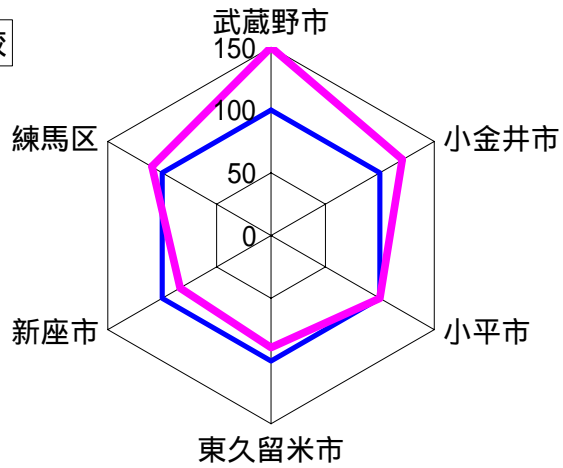
住民1人当たり歳入合計及び自主財源額は、武蔵野市が突出しており、西東京市は練馬区、小金井市とほぼ同水準にあります。また市(区)債については西東京市が最も多く、また地方交付税については都区財政調整制度(P33コラム記事を参照)の練馬区を除くと、東久留米市に次いで多くなっています。自主財源額が同レベルである小平市の歳入合計を上回るのはこれらの理由によります。なお、市と特別区では徴収できる税が異なるため、市と特別区に共通する代表的な税収である個人市(区)民税のみを比較するレーダーチャートを掲載しています。

西東京市を100とした場合の、隣接区・市との比較

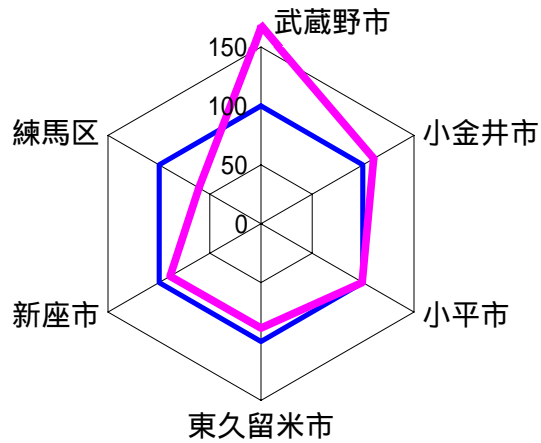
住民1人当たり歳入合計の比較



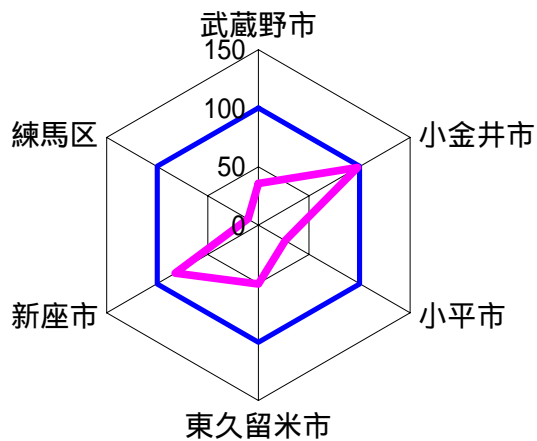
住民1人当たり個人市(区)民税の比較



住民1人当たり自主財源の比較



住民1人当たり市(区)債の比較



# 平成20年度住民1人当たり歳出決算額

(単位:千円)

		西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区	
目的別経費	総務費	40.4	66.7	44.8	36.6	35.3	33.5	36.4	
	民生費	120.8	124.7	99.3	107.2	115.9	97.6	130.2	
	衛生費	26.4	40.6	34.2	24.4	23.5	16.3	25.1	
	土木費	37.1	61.8	57.2	26.9	27.9	37.5	30.0	
	消防費	12.6	20.2	14.2	12.2	11.7	9.8	1.0	
	教育費	39.0	56.7	40.1	37.4	31.3	26.1	41.6	
	公債費	25.8	20.9	24.1	26.3	28.1	26.1	25.6	
	その他	6.2	9.5	8.1	4.7	6.8	4.5	5.6	
性質別経費	義務的経費	136.3	157.3	142.7	139.0	155.3	125.9	161.8	
	人件費	人件費	58.5	81.3	70.8	54.0	69.9	47.6	68.4
		うち職員給	38.0	50.5	44.8	33.5	48.7	31.5	47.5
	扶助費	52.0	55.1	47.8	58.8	57.3	52.2	68.1	
	公債費	25.8	20.9	24.1	26.3	28.1	26.1	25.3	
	投資的経費	投資的経費	32.9	64.8	54.0	16.7	14.1	23.7	35.6
		普通建設事業費	32.9	64.8	54.0	16.7	14.1	23.7	35.6
		災害復旧費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の経費	その他の経費	139.1	178.9	125.3	120.0	111.2	101.9	98.0
		物件費	47.2	86.7	48.4	41.4	45.2	30.3	40.5
		補助費等	35.8	42.3	38.1	36.6	24.6	27.3	18.8
		繰出金	40.9	28.3	28.2	33.2	32.7	33.5	25.0
		その他	15.2	21.7	10.6	8.8	8.7	10.8	13.7
	歳出合計		308.4	401.0	322.0	275.8	280.5	251.4	295.4

練馬区においては、目的別の公債費に公債諸費(借入事務費等)を含んでいるため、性質別の公債費とは額が合致しません。

住民1人当たり歳出合計は、武蔵野市が突出しており、西東京市は、練馬区を少し上回る水準となっています。ただし、特別区では、下水道事業(土木費)や消防事業(消防費)などの一部の事務については東京都が事業を実施するため、実質的な住民1人当たり歳出額では練馬区が西東京市を上回っています。(ちなみに、経常的に支出されている下水道事業繰出金と東京消防庁への消防委託負担金だけでも、西東京市の平成20年度住民1人当たり決算額は2万2千8百円あります。)

## ~ ちょっとブレイク ~

### 財政調整交付金ってなに？

財政調整交付金とは、特別区相互間における税源の著しい偏在という特徴があるため、特別区相互間の財源の均衡化を図るため、都税として徴収されている法人住民税や固定資産税、都市計画税などの55%を特別区に交付するという都区財政調整制度による交付金です。

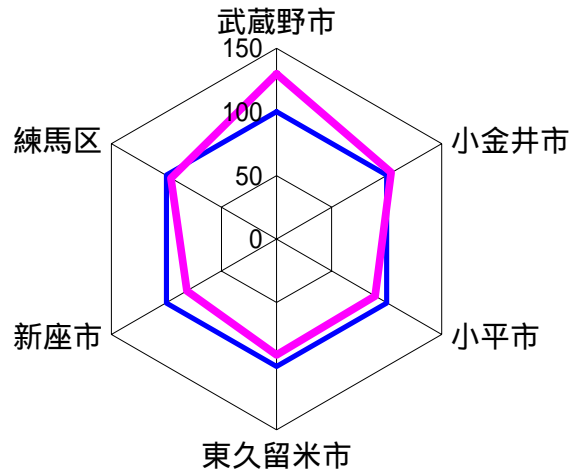
つまり地方交付税制度の特別区版といったところですが、平成20年度の当初算定の交付総額は、9,960億円2千8百万円で、不交付団体は港区だけです。

ちなみに、西東京市と隣接している練馬区の平成20年度の財政調整交付金の交付額は、799億7百万円でした。

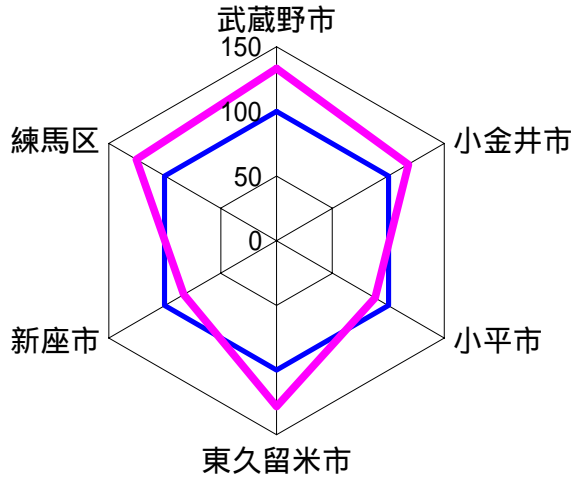


西東京市を100とした場合の、隣接区・市との比較

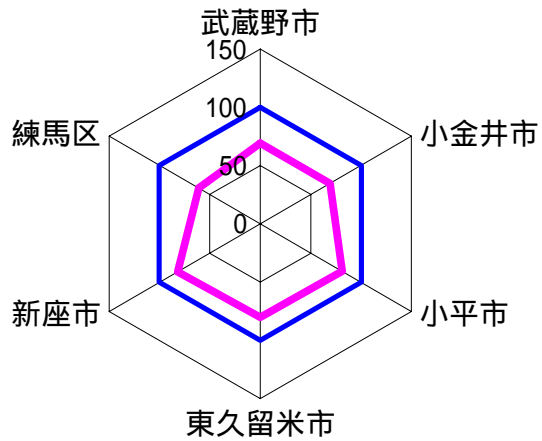
住民1人当たり歳出合計の比較



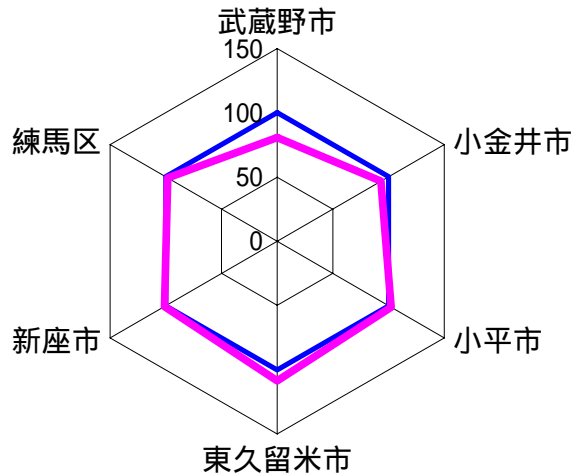
住民1人当たり職員給の比較



住民1人当たり繰出金の比較



住民1人当たり公債費の比較



## 13 行財政改革の必要性

### 自立した財政構造の構築に向けて

#### 【今後の財政見通し】

これまで西東京市は、人件費の抑制を始めとする歳出経費の削減、国や都の補助交付金や地方交付税の特例措置といった歳入面での財政支援など、合併に伴う財政効果（詳細はP41「合併による財政効果」を参照）を活用しながら、行財政運営を行ってきました。しかし、時限的な財政支援の大半はすでに終了し、現在14億円5千万円の上乗せがされている普通交付税の合併算定替措置も、平成23年度から段階的に縮減となり、平成28年度以降は通常取り扱いとなります。

また、リーマンブラザーズの破綻を契機とする100年に一度とも言われる深刻な不況で、市税収入の大幅な落ち込みも予想されます。

歳出では、年々増加する公債費などに加えて、高齢化・少子化対策のための社会保障関係経費など、量的・質的に行政需要は増加傾向にあり、西東京市にとって、今後もさらに厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

#### 【求められる行財政改革と財政健全化】

国は、国と地方が直面する厳しい財政状況を踏まえ、平成17年3月に示した指針の中で、地方自治体に対して、平成17年度から平成21年度までの歳出削減を中心とする行財政改革への取り組みを示した計画（集中改革プラン）を作成・公表することを求めました。

さらに、地方財政の健全化を図るため、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」では、下水道事業などの特別会計や一部事務組合、第三セクターまでも含めた総合的な将来負担比率などの健全化判断比率の算出・公表を求めるとともに、平成20年度決算からは、健全化判断比率に基づいた財政再建制度がスタートします（P37「財政健全化法」を参照）。西東京市はこうした情勢を踏まえ、財政健全化に向けて積極的な行財政改革の取り組みと、情報の公開を行っていきます。

#### 【今後の取組み】

このような財政見通しや行財政改革の必要性を踏まえ、西東京市では、平成17年度に策定した「第2次行財政改革大綱（地域経営戦略プラン）」について、平成19年度に改革の進捗状況や市を取り巻く環境の変化を踏まえて中間の見直しを行い、引き続き行財政改革に取り組んでいるところです。その中で、平成18年度から行政評価制度を実施してきましたが、平成21年度からは施策評価制度へ移行し、今後も既存の事業を整理（スクラップ）することで得た財源を新しい政策に充当（ビルド）していく、いわゆるスクラップ&ビル



ドを基本とした事務事業の整理・統合や補助金の見直しに努めています。

また、今後の重要な財政課題となる公債費負担の増加対策として、一昨年度から国が認めることとなった、補償金免除の繰上償還を活用していくためには、一定レベル以上の行財政改革への取り組みと継続が必須条件となっています。このように、財政の健全化を図るためには、まず自ら積極的に行財政改革を進めることが必要であり、これによって国や都からの財政支援などに頼ることのない自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を確保していく必要があります。

### ～ ちょっとブレイク～

債務負担行為は隠れ借金???



夕張市の破綻をきっかけに地方自治体の財政状況への注目が高まる中、テレビや新聞等で、地方自治体には「債務負担行為」という隠れ借金があると、報道されています。西東京市の

予算書の巻末には債務負担行為のページがありますので、市民の皆様から、西東京市にも隠れ借金があるのかという、お問い合わせの電話を受けることがままあります。

実際、西東京市普通会計における債務負担行為の平成 21 年度以降の支出予定額は平成 20 年度末で 68 億 5 千 4 百万円あります。

決して少ないとはいえない金額ですが、いったいその中身は何なのでしょう  
か？

たとえば、コピー機やパソコンなどの事務機器のリース料。このような複数年度にわたる長期の契約をする場合には、債務負担行為という予算上の手続きを踏むことになっています。また民間活力を生かした行政運営の一手法である、指定管理者制度。この指定管理者との複数年契約にも債務負担行為が必要です。また、システムの開発や、工事契約、土地開発公社へ購入を依頼した土地を事業実施の時期に合わせて買い戻すことについても、契約が複数年度にわたる場合は、債務負担行為を行っています。どれも隠れ借金とは程遠いことからです。

実は、報道で問題になった隠れ借金とは、実際には既に建設が終わっているのに、その支払いを市債（起債）という借金ではなく、債務負担行為を隠れ蓑にして分割払いにしているという事例を指しているのです。なお、都市再生機構（UR 都市機構）がその団地整備等において整備した学校などの施設の買取りを複数年度に渡って行うことなどは、国から特例として認められています。

西東京市には、平成 20 年度末時点において、都市再生機構（UR 都市機構）に関する特例も含め、いわゆる分割払いのための債務負担行為は存在しません。

# 財政健全化法

## 今年も早期健全化基準・経営健全化基準を下回る

### 財政健全化法とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、一年間の収支や将来負担に関する財政指標（ から の健全化判断比率・ 資金不足比率）を議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準・経営健全化基準を超える場合は、財政の健全化に向けた取り組みを行うこととなります。

### 実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額（実質赤字）の標準財政規模に対する割合です。

### 連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など（借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

### 将来負担比率

一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債（借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など）の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

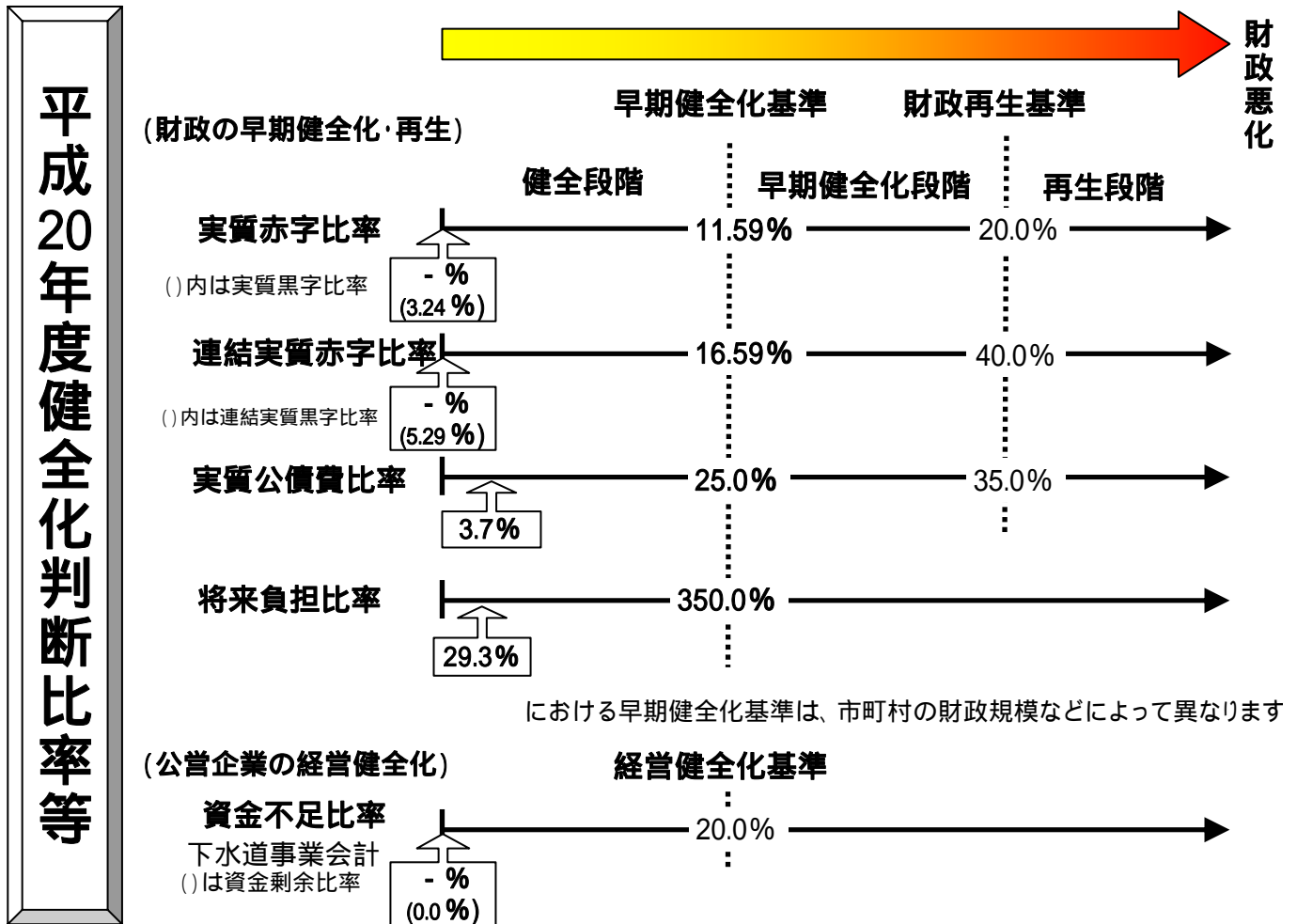
### 資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。（西東京市では下水道事業会計のみ該当）

から の指標のうちいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上の場合は財政再建に向けた取り組みを行わなければなりません。例えていうならば、早期健全化基準は黄信号、財政再建基準は赤信号です。財政健全化法では、全国一律の基準で自動的に黄信号・赤信号に振り分けられることと、赤信号に至る手前に黄信号を設けることで、

早期に財政の健全化が図られることが特徴です。ただし 資金不足比率については公営企業に係る指標で、黄信号の経営健全化基準のみが設けられています。

平成20年度決算における西東京市の健全化判断比率等は下記のとおりです。



上記のとおり、平成20年度における健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準等と比較しても良好な数値といえるものでした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を鑑みれば、従来に引き続き経常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目の問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革等の不断の努力を続けていく必要があります。

### 健全化判断比率等の推移

(単位: %)

	19年度	20年度	20年度	
			都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
実質赤字比率	- (3.39)	- (3.24)	- (4.05)	- (3.55)
連結実質赤字比率	- (5.26)	- (5.29)	- (7.04)	- (10.19)
実質公債費比率	4.1	3.7	5.1	7.1
将来負担比率	35.4	29.3	6.8	45.2
資金不足比率	-	-	-	-
下水道事業会計	(1.2)	(0.0)	(1.2)	(4.9)

各比率の( )内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結黒字比率、資金剰余比率です。

昨年度と比較すると、実質公債費比率・将来負担比率ともに低下しました。また、都内類似団体平均との比較では、実質公債費比率は平均を下回ったものの、将来負担比率は平均を上回りました。

## 債務償還可能年限



西東京市は、その負債を何年間で返済可能なのでしょうか。その答えの一つとして、関西学院大学教授の小西砂千夫氏が提唱した債務償還可能年限という考え方をを用いて試算してみましょ。氏によると、債務償還可能年限が実際の地方債の償還年限を下回っていれば中長期的な持続可能性が認められる一方で、実際の地方債の償還年限を上回ると資金繰りができなくなる可能性があるというものです。

では、平成20年度西東京市決算にあてはめて試算してみましょ。この試算では健全化判断比率の一つである将来負担比率(P39財政健全化法を参照)の計算式の標準財政規模の項を經常一般財源から元本償還分を除く經常一般財源充当経費を除いたものに置き換えて計算します。

				(単位：千円)	
純負債	将来負担額 77,428,175	-	充当可能財源等 68,272,494		
				=	債務債務償還 可能年限
償還財源	35,760,144 經常一般財源 (臨時財政対 策債を含む)	-	( 32,897,726 - 4,058,035 ) - 4,445,884 經常一般財源 充当経費 充当元金償還額	-	算入公債費等 の額
					= 3.70 年

平成20年度末に残高のある市債の元金償還年数の平均 10.67年(全会計・加重平均)

債務償還可能年限 3.70年 < 元金償還年数の平均 10.67年 = 償還可能

この試算から債務償還可能年限が市債の償還年限を下回っており、中長期的な継続可能性が担保されていると判断できました。

参考:「変貌する地方財政制度のポイントを見抜く 第7回 公会計と自治体の財政分析(上) 建設公債主義では現金主義会計で財政運営ができる」地方財務2008年9月号(ぎょうせい)

## 【参 考 资 料】

# 合併による財政効果

## 合併後着実に進む経費削減と合併に伴う財政支援の状況

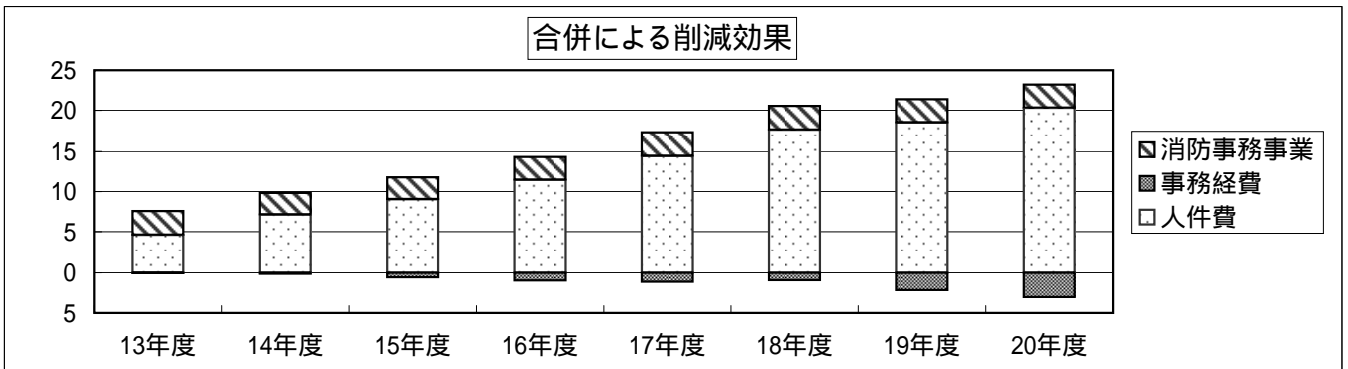
合併により、管理部門関係の経費削減や議員定数の減及び職員数の削減などにより生み出された余剰財源並びに国や都からの財政支援を活用し、総合計画の推進等による市民サービスの向上に努めています。

### (1) 合併による経費削減効果

(単位:百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
人件費	460	714	904	1,145	1,445	1,761	1,852	2,033	10,314
事務経費	10	17	59	101	117	97	220	306	927
消防事務事業	298	270	273	286	284	294	288	289	2,282
計	748	967	1,118	1,330	1,612	1,958	1,920	2,016	11,669

\*平成12年度一般会計決算を基準とし、各年度一般会計決算との比較により作成  
消防事務事業については、各年度普通交付税の基準財政需要額を基準として算定



### (2) 合併に伴う財政支援措置

国及び都からの財政支援

国・都支出金交付額

(単位:百万円)

	12年度	13年度	14年度	計	備考
国庫支出金	10	170	340	520	
合併準備補助金	10	-	-	10	法定協議会を構成する市町村に対し、1市当たり500万円を補助
合併市町村補助金	-	170	340	510	市町村建設計画に基づく事業につき、合併市の人口に応じた補助
都支出金	458	221	69	748	
市町村合併支援特別交付金	458	221	69	748	合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要に対する補助
国・都支出金計	468	391	409	1,268	

地方交付税

#### (ア) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後10ヶ年度は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障されます。10ヶ年度を経過した後の5ヶ年度は、合併算定替による増加額は、段階的に縮減されます。

P11「4 地方交付税」を参照

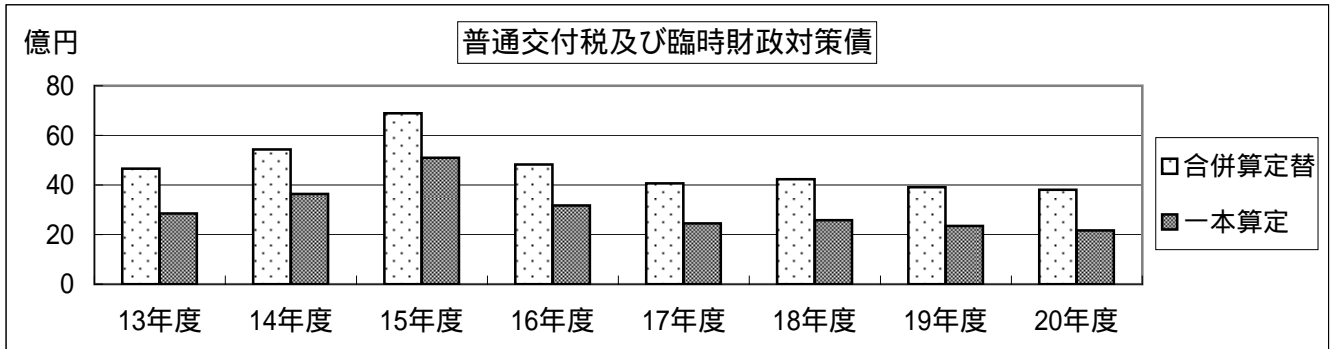
#### (イ) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)

合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置として、5ヶ年度普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額に係る合併算定替影響額

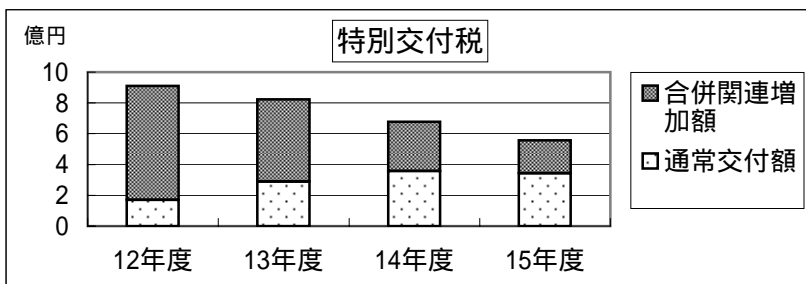
(単位:百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
合併算定替影響額( - )	1,811	1,787	1,787	1,657	1,620	1,652	1,628	1,648	13,590
合併算定替	4,662	5,426	6,890	4,827	4,068	4,232	3,910	3,809	37,824
普通交付税	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	21,398
(うち合併補正分)	201	201	202	202	201	-	-	-	1,007
臨時財政対策債発行可能額	793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	16,425
一本算定	2,850	3,638	5,102	3,171	2,448	2,581	2,344	2,162	24,296
普通交付税	2,164	2,106	1,808	791	617	849	712	690	9,737
(うち合併補正分)	201	201	202	202	201	-	-	-	1,007
臨時財政対策債発行可能額	686	1,532	3,294	2,380	1,831	1,732	1,571	1,472	14,498



特別交付税に係る増加額 (単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	計
特別交付税交付額	911	823	678	557	2,970
合併関連増加額( )	740	535	321	214	1,809



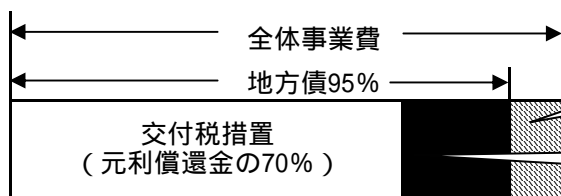
合併関連増加額とは...  
 平成12年度  
 合併準備経費にかかる財政支援措置  
 平成13～15年度  
 合併を機に行われる新しいまちづくり等についての需要に的確に対応するための包括的な財政支援措置

(3) 合併特例債

合併後10ヶ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な建設事業に対し、所要額の95%の起債が可能となり、さらにその元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

平成13年度から平成22年度までの10ヶ年度において、西東京市の合併特例債起債(借入れ)上限額約320億円のうち、約275億円の起債(借入れ)を予定しています。

合併特例債算定のイメージ図

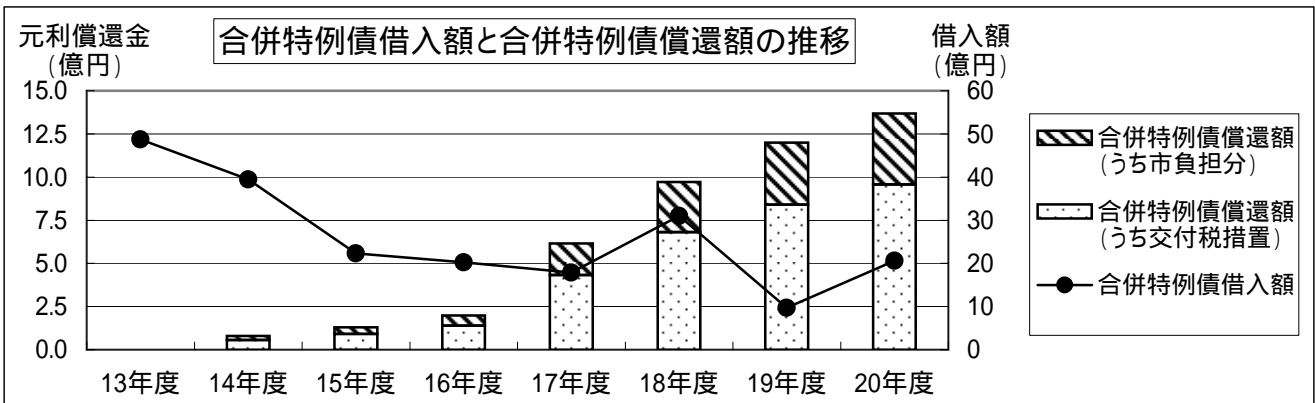


当該年度では、全体事業費の5%が一般財源等による市の負担となります(残りは合併特例債)。

元利償還金のうち、70%が交付税措置されるため、残り30%が市負担となります。

(単位：百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
合併特例債借入額	4,875	3,943	2,231	2,027	1,785	3,097	969	2,063	20,990
合併特例債元利償還額	0	79	130	198	616	971	1,199	1,368	4,562
うち交付税措置(×70%)	0	55	91	139	431	680	839	957	3,192



平成 20 年度  
決算状況 (暫定版)

団体コード	132292	市町村類型	- 3
団体名	西東京市	20年度交付税種地区分	- 10

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等	
国調	17年 189,735人 増減率(17/12) 4.9%	過疎山村 離島 不交付 広域行政圏	首都 近郊整備 既成市街地	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 柳泉園組合		基準財政需要額	26,452,757千円
住民基本台帳	21.3.31 190,806人 対前年度増減率 0.5%	面積 15.85 K㎡		<収益事業> 東京都市収益事業組合		基準財政収入額	24,301,078千円
(参考)65才以上人口 21.3.31 38,815人				<その他> 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院組合 東京都後期高齢者医療広域連合		標準財政規模 A	35,655,774千円
決算収支の状況(千円)	平成20年度	平成19年度				臨時財政対策債発行可能額	1,669,077千円
1.歳入総額 A	63,124,301	58,674,072				財政力指数 単年度( )	0.969 0.972
2.歳出総額 B	58,838,337	57,473,777				実質収支比率	3.2%
3.歳入歳出差引額 C (A-B)	4,285,964	1,200,295				公債費比率	6.8%
4.翌年度へ繰り越すべき財源 D	3,130,428	4,779				起債制限比率	6.9%
5.実質収支 E (C-D)	1,155,536	1,195,516				公債費負担比率	11.6%
6.単年度収支 F	39,980	129,350				経常収支比率	92.0%
7.積立金 G	1,285,345	665,570				地方債現在高 B (特定資金公共投資事業債除く)	50,632,958千円
8.繰上償還額 H	37,961	35,313				債務負担行為翌年度 以降支出予定額 C	6,854,997千円
9.積立金取崩額 I	900,000	1,100,000				積立金現在高 D (うち財政調整基金)	9,048,959千円 (3,793,886)
10.実質単年度収支 J (F+G+H-I)	383,326	528,467				B + C - D	48,438,996千円
						積立基金取崩額	2,428,803千円
						収益事業収入	0千円
						健全化判断比率	
						実質赤字比率	- (11.59)%
						連結実質赤字比率	- (16.59)%
						実質公債費比率	3.7 (25.0)%
						将来負担比率	29.3 (350.0)%
一 般 職 員 ( 2 1 . 4 . 1 現在 )				特 別 職 等 ( 2 1 . 4 . 1 現在 )			
区 分	職 員 数 人 A	4月分給料支払 総額 B 千円	1人当り支給月 額 B/A 円	分	改定実施年月日	1人当り平均給料 (報酬)月額 円	
一 般 職 員	1,000	365,741	365,741	市 町 村 長	20.4.1	1,050,000	
うち技能労務職	146	60,338	413,274	副 市 町 村 長	20.4.1	900,000	
教 育 公 務 員	2	882	441,000	教 育 長	20.4.1	810,000	
消 防 職 員	0	0					
臨 時 職 員	0	0					
合 計	1,002	366,623	365,891	議 長	20.4.1	650,000	
				副 議 長	20.4.1	580,000	
				議 員	20.4.1	550,000	
公 営 事 業 の 状 況	法適用	実質収支額 千円	普通会計か らの繰入金 千円	職 員 数 人	議 員 数 ( 29人)		
国民健康保険 (事業勘定)	△	458,515	2,033,622	20	加 入 世 帯 数	33,233世帯	
老人保健医療	△	32,657	97,527	0	被 保 険 者 数 A	54,689人	
介護保険 (保険事業勘定)	△	153,383	1,522,118	23	うち退職者被保険者等 B	1,861人	
後期高齢者医療	△	74,037	398,766	6	退職者医療制度加入率 B/A*100	3.4%	
下水道事業	無	1,616	2,211,284	11	1世帯当り保険税調定額	128,625円	
駐車場事業	無	9,517	0	0	被保険者1人当り保険税調定額	78,162円	
介護サービス事業 (その他の企業)	無	0	138,707	1	被保険者1人当り費用	318,465円	
再開発事業 (住宅用地造成事業)	無	3,248	382,145	13	保 険 税 ( 料 )	4,016,359千円	
					保 険 給 付 費	11,165,886千円	
					老 人 保 健 拠 出 金	425,574千円	
					介 護 給 付 費 納 付 金	911,717千円	



歳入					性質別					歳出	
区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等		区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費 充当一財等 千円	経常収支 比率 %	
			千円	%							千円
地方税	30,833,125	48.8	28,571,600	83.8	人件費	11,158,500	19.0	10,670,169	10,467,349	29.3	
地方譲与税	332,613	0.5	332,613	1.0	うち職員給	7,252,039	12.3	6,962,441	6,921,887	19.4	
利子割交付金	280,477	0.4	280,477	0.8	扶助費	9,931,439	16.9	2,978,975	2,978,945	8.3	
配当割交付金	81,743	0.1	81,743	0.2	公債費	4,922,367	8.4	4,922,367	4,884,406	13.7	
株式等譲渡所得割交付金	28,588	0.0	28,588	0.1	元利償還金	4,918,966	8.4	4,918,966	4,881,005	13.6	
地方消費税交付金	1,737,307	2.8	1,737,307	5.1	一時借入金利息	3,401	0.0	3,401	3,401	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	26,012,306	44.2	18,571,511	18,330,700	51.3	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	9,013,317	15.3	7,047,362	6,099,176	17.1	
自動車取得税交付金	330,943	0.5	330,943	1.0	維持補修費	262,707	0.4	251,807	251,807	0.7	
地方特例交付金等	414,120	0.7	414,120	1.2	補助費等	6,834,259	11.6	5,180,389	4,704,013	13.2	
地方交付税	2,532,508	4.0	2,140,079	6.3	積立金	2,606,962	4.4	2,379,910			
普通	2,140,079	3.4	2,140,079	6.3	投資・出資・貸付金	33,121	0.1	28,583	15,852	0.0	
特別	392,429	0.6			繰出金	7,797,525	13.3	6,970,974	3,496,178	9.8	
交通安全対策特別交付金	26,322	0.0	26,322	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
国有提供施設交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	6,278,140	10.7	739,410			
小計	36,597,746	58.0	33,943,792	99.6	うち人件費	114,007	0.2	95,962			
分担金・負担金	380,303	0.6	0	0.0	普通建設事業費	6,278,140	10.7	739,410			
使用料	543,558	0.9	118,047	0.3	補助	1,491,998	2.5	33,940			
手数料	615,586	1.0	470	0.0	単独	4,786,142	8.1	705,470			
国庫支出金	8,498,487	13.5			その他	0	0.0	0			
都支出金	6,498,540	10.3			災害復旧事業費	0	0.0	0			
財産収入	448,360	0.7	24,634	0.1	失業対策事業費	0	0.0	0			
寄附金	59,025	0.1			合計	58,838,337	100.0	41,169,946			
繰入金	3,259,414	5.2									
繰越金	1,200,195	1.9									
諸収入	449,487	0.7	4,201	0.0							
地方債	4,573,600	7.2									
(うち減収補てん債(特例分))	0	(0.0)									
(うち臨時財政対策債)	1,669,000	(2.6)									
合計	63,124,301	100.0	34,091,144	100.0							

市町村					税					目的別		歳出	
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円				
				税額 × 100 / 75									
市町村民税	14,981,807	48.6	1.3	15,272,093	0	議会費	460,256	0.8	460,256				
法人分	2,151,863	7.0	5.2	1,939,163	226,808	総務費	7,716,330	13.1	6,640,350				
固定資産税	10,486,833	34.0	0.5	10,406,037	0	民生費	23,045,988	39.2	13,500,400				
軽自動車税	74,891	0.2	2.1	74,527	0	衛生費	5,037,334	8.6	3,742,993				
市町村たばこ税	876,206	2.8	2.5	871,168		労働費	370,912	0.6	340,851				
鉱産税	0	0.0			0	農林水産業費	84,116	0.1	56,305				
特別土地保有税	0	0.0				商工費	273,670	0.5	240,428				
法定外普通税	0	0.0				土木費	7,084,003	12.0	3,914,487				
目的税	2,261,525	7.3	0.3		0	消防費	2,409,378	4.1	1,914,991				
入湯税	0	0.0			0	教育費	7,433,983	12.6	5,436,518				
事業所税	0	0.0				災害復旧費	0	0.0	0				
都市計画税	2,261,525	7.3	0.3			公債費	4,922,367	8.4	4,922,367				
法定外目的税	0	0.0				諸支出金	0	0.0	0				
旧法による税	0	0.0				前年度繰上充用金	0	0.0	0				
合計	30,833,125	100.0	1.1	28,562,988	226,808	合計	58,838,337	100.0	41,169,946				

平成20年度大規模事業 (単位: 百万円)					徴収率			
納税義務者数	事業名	人数	事業費	徴収率	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
個人均等割	保谷駅前公民館・図書館整備事業	1,011			市町村民税	98.3	24.2	95.7
	都市計画道路3・4・11号線整備事業	665						
	(仮称)芝久保町三丁目公園整備事業	505						
法人税割	北宮ノ脇公園整備事業	412			純固定資産税	98.7	28.4	96.7
	西原保育園等整備事業	396						
	一般排水施設整備事業	389						
3,755人	上向台小学校校舎増築事業	384			国民健康保険税(料)	88.7	18.1	72.8
	向台町三丁目・新町三丁目地区計画関連周辺道路整備事業	273						
	特別養護老人ホーム建設費等助成事業	174						
	保谷駅南口再開発事業	158						

## 用語集

財政白書には専門用語が多くて……。という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

### あ

維持補修費（いじほしゅうひ）:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上を図る場合は普通建設事業費になります。

依存財源（いぞんざいげん）: 対義語・・・自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

一時借入金（いちじかりいれきん）: 類義語・・・市債 対義語・・・公債費

歳入の1区分。市の手持ち現金が一時的に不足した場合に、市中の金融機関等から借り入れるお金。運転資金。その償還（返済）は一会計年度内に終えなくてはならない。西東京市では繰替運用（基金を一時的に取り崩し、取り崩した額に利子相当額を付加して、基金に戻し入れること）を行っているため、市中の金融機関からは一時借入金を調達（借入れ）していません。そのため、西東京市において公債費のうち一時借入金利子は、事実上、積立金と同じことになります。

一般会計（いっばんかいけい）: 対義語・・・特別会計

いわゆる市の会計といえばこの会計を意味します。下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、もっとも身近な会計です。

一般行政経費（いっばんぎょうせいけいひ）: 対義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。義務的経費に、その他の経費（物件費、補助費等、繰出金など）を加えたもの。

一般財源（いっばんざいげん）: 対義語・・・特定財源

財源の使い道が法令等で決められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

衛生費（えいせいひ）:

歳出を目的別に分けた場合の1区分。ごみ処理、休日診療所に要する費用などが該当します。

### か

貸付金（かしつけきん）:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。各種融資資金などの貸付に要する費用が該当します。

起債制限比率（きさいせいげんひりつ）: 類義語・・・公債費比率・実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還（返済）に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこれが一定割合を越えると段階的に市債の発行に制限がかかる重要な指標でしたが、平成18年度以降は実質公債費比率が用いられるようになりました。

基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく）: 対義語・・・基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方自治体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方自治体の独自性は担保されているといわれています。

基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅようがく）: 対義語・・・基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方自治体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出（財政需要の水準）を表しています。したがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方自治体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方自治体における最低限必要な行政サービス水準（ナショナル・ミニマム）を、金額で表したものとします。

基礎的財政収支（きそてきざいせいしゅうし）: 同義語・・・プライマリーバランス

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。

算出方法は（歳入決算額 - 市債発行額） - （歳出決算額 - 元利償還金）です。

義務的経費（ぎむてきけいひ）:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

教育費（きょういくひ）:

歳出を目的別に分けた場合の1区分。小中学校、公民館・図書館の運営費などが該当します。

繰入金（くりいれきん）: 対義語・・・繰出金

歳入の1区分。基金（貯金）を取り崩したり、他会計から繰出（支出）されてきたお金のこと。

繰越金（くりこしきん）：

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

繰出金（くりだしきん）： 対義語・・・繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、または定額運用基金（原資の運用をもって特定の事業を展開する基金 例：土地開発基金、スポーツ振興基金など）に積み立てるお金のこと。

形式収支（けいしきしゅうし）： 類義語・・・実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。

算出方法は、歳入決算額 - 歳出決算額です。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）：

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合を表します。詳細は P19 「7 経常収支比率」を参照。

建設地方債（けんせつちほうさい）： 対義語・・・臨時赤字地方債

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、道路や施設等の整備、いわゆるハコモノ整備の財源として発行できるもの。ただし現状は例外である臨時赤字地方債が相当額を占めることから、建設地方債の割合は平成 20 年度末で 56.2%、284 億 5 千 2 百万円にまで低下しています。

公営企業会計・公営事業会計（こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい）：

対義語・・・普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものの。西東京市の平成 20 年度地方財政状況調査では下水道事業、駐車場整備事業、宅地造成事業（市街地再開発事業）、介護サービス事業（以上公営企業会計）、国民健康保険、老人保健医療、介護保険、後期高齢者医療（以上公営事業会計）の 8 事業が該当しました。一般会計・特別会計の区分とは分け方が一部異なります。

公債費（こうさいひ）： 対義語・・・市債・一時借入金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金の利子償還金が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費（借入事務費等）を含んでいることもあります。詳細は P21 「8 公債費」を参照。

公債費比率（こうさいひひりつ）： 類義語・・・起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還（返済）に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する割合を表します。

国庫支出金(こっこししゅつきん): 類義語・・・都支出金

歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

さ

財産収入(ざいさんしゅうにゅう):

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払い収入、物品売払い収入、不動産売払い収入などが該当します。

歳出(さいしゅつ): 対義語・・・歳入

一会計年度におけるいっさいの支出のこと。

財政調整基金(ざいせいちょうせいききん): 対義語・・・特定目的基金

決算剰余金を地方財政法の規定にしたがって積み立てたり、大幅な税収増があった場合などに積み立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取り崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

財政力指数(ざいせいりょくしすう):

市の財政力を判断する指標とされ、 $\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ により求められます。この指数が1を超えると財源に余裕があるものとされ、普通交付税が交付されません。

歳入(さいにゅう): 対義語・・・歳出

一会計年度におけるいっさいの収入のこと。

債務負担行為(さいむふたんこうい):

翌年度以降に渡る、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

市債(しさい): 類義語・・・一時借入金 対義語・・・公債費

歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借り入れたお金。償還(返済)は会計年度をまたがります。詳細はP23「9 市債」を参照。

自主財源(じしゅざいげん): 対義語・・・依存財源

市が自ら調達できうる財源で、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金などが該当します。

実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）： 類義語・・・公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、一時借入金の利子、公営企業や一部事務組合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行に制限がかかります。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

実質収支（じっしつしゅうし）： 類義語・・・形式収支、実質単年度収支、単年度収支

形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

実質単年度収支（じっしつたんねんどしゅうし）： 類義語・・・形式収支、実質収支、単年度収支

単年度収支から、基金（貯金）の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金（貯金）の取り崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積み立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようなになるかを判断するものです。

使用料及び手数料（しょうりょうおよびてすうりょう）：

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、または公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

諸収入（しよしゅうにゅう）：

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入すべて。市税の延滞金などが該当します。

消防費（しょうぼうひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

人件費（じんけんひ）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

総務費（そうむひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。市報や、徴税、住民票に要する経費などが該当します。

た

単年度収支（たんねんどしゅうし）： 類義語・・・形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が上回らならないと、単年度収支は黒字にならない（赤字になる）という特性があります。

地方交付税（ちほうこうふぜい）：

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。詳細はP13「4 地方交付税」を参照。

地方譲与税（ちほうじょうよぜい）：

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

積立金（つみたてきん）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金（詳細はP25「10 基金」を参照。）に積み立て（貯金）する費用。ただし定額運用基金への積み立ては繰出金となります。

積立基金（つみたてききん）： 対義語・・・定額運用基金

財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益ともに取り崩すことができます。

定額運用基金（ていがくうんようききん）： 対義語・・・積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務または事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

投資及び出資金（とうしおよびしゅっしきん）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や、財団法人などへの出資や出捐に要する費用。

投資的経費（とうしてきけいひ）： 類義語・・・普通建設事業費 対義語・・・一般行政経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類からなる。平成20年度の西東京市は普通建設事業以外の実績はありません。

特定財源（とくていざいげん）： 対義語・・・一般財源

用途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

特別会計（とくべつかいけい）： 対義語・・・一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成20年度の西東京市には国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、老人保険（医療）、下水道事業、駐車場事業、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業、受託水道事業、中小企業従業員退職金等共済事業の9つの特別会計がありました。

特定目的基金（とくていもくてきききん）： 対義語・・・財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益ともに取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

都支出金（とししゅつきん）： 類義語・・・国庫支出金

歳入の1区分。都から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の3種類があります。

土木費（どぼくひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水道特別会計への繰出金などが該当します。

は

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）：

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や経常一般財源比率など、各種の財政指標を算出するにあたり、基礎数値として用いられます。平成20年度決算からは、臨時財政対策債を含むように変更されました。

扶助費（ふじょひ）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、もしくは市が単独で行っている各種扶助（現金または物品、サービスの提供）に要する経費。生活保護費、児童手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

普通会計（ふつうかいけい）： 対義語・・・公営企業会計・公営事業会計

決算統計上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。西東京市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス事業などを控除し、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計のうち、駅前広場整備に係る事業費及び中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加えたものです。

普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）： 類義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の1種です。

物件費（ぶっけんひ）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。



プライマリーバランス（ぶらいまりいばらんす）： 同義語・・・基礎的財政収支  
基礎的財政収支を参照。

分担金・負担金（ぶんだんきん・ふたんきん）：

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。西東京市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部または一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を西東京市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

補助費等（ほじょひとう）：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費（自動車重量税など市が納める税金）や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ま

民生費（みんせいひ）：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険会計繰出金、生活保護費、老人福祉センター・児童館・保育園の運営費などが該当します。

ら

臨時赤字地方債（りんじあかじちほうさい）： 対義語 建設地方債

通常、市の普通会計では建設地方債の発行のみが認められていますが、地方税の減税等、国策の都合上で地方自治体が財源不足をきたした場合に、臨時的な特例措置として、減税補てん債（平成18年度で終了）、臨時財政対策債（平成21年度で終了予定）などがあります。これらの財源不足は国策上の都合によるため、その元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。ただし臨時的とはいえ、西東京市の平成20年度末市債残高の43.8%、221億8千1百万円を占めています。また財源不足をきたした場合に発行するものとして減収補てん債特例分（平成19年度から当分の間実施）、退職手当債（平成27年度で終了予定）がありますが、西東京市では発行の実績はありません。

臨時財政対策債（りんじざいせいたいたさくさい）：

臨時赤字地方債の1種。地方交付税制度においては平成13年度から、膨大な額となった交付税特別会計借入金の対策として、交付税の財源である国税5税で賄いきれない地方全体の財源不足分を国と地方が折半し、国負担分は国の一般会計から補てん、地方負担分は地方自治体が臨時財政対策債を発行することで補い、その元利償還額の100%について後年度の基準財政需要額に算入されるという仕組みです。そのため発行可能額は国から示され、その範囲内において借り入れることができます。当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、2度延長されて、現在では平成21年度までの時限的な措置とされています。

# 西東京市財政白書

平成 20 年度決算版

平成 21 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188 - 8666 東京都西東京市南町 5 - 6 - 13

電話 042 - 460 - 9802(直通)

ホームページアドレス

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>